

国 際 馬 術 連 盟

一 般 規 程

第24版

(2020年1月1日 FEI施行)

2023年1月1日 改定

公益社団法人 **日本馬術連盟**

本規程は英文版が原本となります。

本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

目 次

序文

第 100 条 一般規程と競技規程	6
-------------------	---

第 1 章 競技会と競技

第 101 条 国内競技会 (CN)	7
第 102 条 国際競技会 (CI)	7
第 103 条 公式国際競技会 (CIO)	8
第 104 条 FEI 選手権	8
第 105 条 FEI 冠競技会、FEI 冠競技会シリーズ、その他のシリーズ	10
第 106 条 FEI 冠競技会の申請と割り当て	10
第 107 条 競技	10
第 108 条 競技の名称	11
第 109 条 競技会の開催	11
第 110 条 競技会の実施要項	13
第 111 条 貸与馬による競技会	14
第 112 条 公式カレンダー	14

第 2 章 選手と馬の競技参加

第 113 条 選手と馬の登録	16
第 114 条 馬の個体識別	17
第 115 条 招待	17
第 116 条 参加申込	17
第 117 条 代表チームと代表選手の選考	19
第 118 条 馬管理責任者	20
第 119 条 選手のスポーツ国籍	21
第 120 条 チーム監督	23
第 121 条 出場選手の申告	24
第 122 条 服装と敬礼	24
第 123 条 IOC 統括のオリンピック大会と地域大会、および IPC 統括のパラリンピック大会	25
第 124 条 ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレン、ベテラン	25

第 3 章 式典、褒賞、経費

第 125 条 式典	26
第 126 条 褒章	26
第 127 条 賞の割り振り	26
第 128 条 賞金の配分	27
第 129 条 FEI メダル	27
第 130 条 チャレンジカップ	27

第 131 条	経費	27
第 132 条	名誉バッジ	27
第 4 章 コマーシャルとスポンサーシップ		
第 133 条	コマーシャル権	29
第 134 条	スポンサーがついているチーム	30
第 135 条	選手および馬につける広告と宣伝	30
第 5 章 馬		
第 136 条	馬の年齢	34
第 137 条	馬のパスポートとマイクロチップ	34
第 138 条	馬名	35
第 139 条	馬のオーナーと借受人	36
第 6 章 選手と馬の保護		
第 140 条	選手と参加するサポートスタッフの保護	37
第 141 条	馬の保護	37
第 142 条	馬に対する虐待行為	37
第 143 条	薬物規制とアンチドーピング	38
第 7 章 競技会役員		
第 144 条	序章	39
第 145 条	審判員	39
第 146 条	審判員の指名	39
第 147 条	スチュワード	40
第 148 条	スチュワードの指名	40
第 149 条	コースデザイナー	40
第 150 条	コースデザイナーの指名	41
第 151 条	技術代表および外国人審判員	41
第 152 条	技術代表および外国人審判員の指名	41
第 153 条	獣医師	42
第 154 条	獣医師の指名	42
第 155 条	役員の資格と責任	42
第 8 章 法務制度		
第 156 条	はじめに	44
第 157 条	時効	44
第 158 条	競技場審判団 法務制度のもとの義務	44
第 159 条	FEI 裁定委員会	45
第 160 条	スポーツ仲裁裁判所 (CAS)	45
第 161 条	抗議	45
第 162 条	上訴	48
第 163 条	懲戒手続き	49

第 164 条	制裁	51
第 165 条	決定された処分の実施時期	55
第 166 条	報告、抗議と制裁の記録	55
第 9 章 一般条項		
第 167 条	準拠法と管轄	56
第 168 条	個人データ	56
第 169 条	別段の規程がない事案	56
第 170 条	情報伝達	56
第 171 条	請求の放棄と責任制限	57
第 172 条	条文の可分性	57
第 173 条	改正	57
付則 A	定義	58
付則 B	オリンピック憲章：ルール 40 とルール 40 付属細則	63
付則 C	能力証明書	64
付則 D	第 108 条 世界選手権一覧表	65
付則 E	CIM（マイナー国際競技会）	67
付則 F	FEI 倫理規範	68
付則 G	競技の不正操作防止に関する FEI 規範	71
付則 H	FEI 役員行動規範	76
付則 I	FEI ハラスメントと虐待に対する保護ポリシー	79
付則 J	無認可競技会に関する条項の根拠	85
付則 K	FEI カレンダー申請手続き及び障害馬術競技会キャンセルによる影響	87

FEI 一般規程

一般規程の本改訂版発行日以降、この期日より前に発行された同内容の文書（旧版、公式議事録、公報、その他の覚書）に代わって、本改訂版が有効となる。

略称一覧

CA	馬車競技会
CAS	スポーツ仲裁裁判所
CC	総合馬術競技会
CCh	チルドレン競技会
CD	馬場馬術競技会
CE	エンデュランス競技会
CH	Concours Hippique 1 つ以上の馬術競技種目を含む大会
CI	国際競技会

CIC	国際ワンデイイベント
CIM	マイナー競技会
CIO	公式国際競技会
CN	国内競技会
CPE	パラ馬術競技会
CS	障害馬術競技会
CV	軽乗競技会
EADCM	馬ドーピング防止および規制薬物規程
EU	ヨーロッパ
FEI	国際馬術連盟
IOC	国際オリンピック委員会
IPC	国際パラリンピック委員会
J	ジュニア競技（例：CCI-J）
N.AM	北米
NF	各国馬術連盟
NOC	各国オリンピック委員会
OC	組織委員会
M	世界（例：CH-M）
P	ポニーライダー（例：CDN-P）
V	ベテランライダー
VRs	獣医規程
Y	ヤングライダー（例：CSIO-Y）
W	ワールドカップ（例：CDI-W, CSI-W）

一 般 規 程

序文

第 100 条 一般規程と競技規程

1. 一般規程は馬のウェルフェアを最優先としながら、各国馬術連盟（NF）から参加する個人選手および選手のチームが、公平かつ平等な条件のもとで競い合えるよう定められている。複数の競技種目が含まれる FEI 世界選手権大会、大陸選手権大会において主催者は、例えば輸送、宿泊、食事等の点で、参加する全ての馬と選手に同様の利便性と条件を提供しなければならない。
2. 一般規程と競技規程は、NF あるいは国際馬術連盟（FEI）、または FEI を代理する者が開催する全ての国際馬術競技会の運営を司る。
3. 一般規程は総会の権限において公布される。
4. 競技規程は総会の権限において公布されるが、競技会シリーズに関わる競技規程、オリンピックの馬術競技に関わるオリンピック大会規程およびパラリンピックの馬術競技に関わるパラリンピック規程は理事会の権限において公布される。
5. FEI への新規競技種目として理事会から総会へ追加が上程され、一般規程が適用されるためには、該当する種目に、少なくとも地理的区分 4 グループにて 30 カ国以上の NF で合計 1 万人以上の選手が参加していなければならない。また高い水準のトレーニングを必要とした、選手と馬の真の人馬一体が必要であり、伝統的な馬術の考え方を尊重し、FEI の掲げるスポーツマンシップの好例を示し、馬のウェルフェアを十分に重んじるものでなければならない。
6. FEI 定款、一般規程、競技規程を、本規程の第 1 章に記される国際競技会および／あるいは競技に適用する。
7. NF の責任は：
 - 7.1. 馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。
 - 7.2. 国際競技会あるいは国際競技を主催する際に、NF に加盟している全てのクラブや団体、そして全ての組織委員会が一般規程と競技規程を確実に遵守すること。
 - 7.3. 組織委員会が定款、一般規程、競技規程を確実に履行すること。また FEI と当該 NF、組織委員会の間で合意がある場合には、賞金が確実に支払われるようにする責任がある。組織委員会は賞金を保証するなど、金銭的および法的責任を果たすために必要と思われる措置を取らなければならない。
 - 7.4. 組織委員会が適正な競技会運営を行い、FEI が承認した実施要項を確実に実践すること。

第1章 競技会と競技

第101条 国内競技会 (CN)

1. 国内競技会 (CN) への参加は国内選手に限定され、その参加資格は NF 規程に従う。以下2.と3.あるいは第119条に定めるとおり、該当する法令が適用される場合には外国人選手が参加することができる。
2. 「国籍所有国以外に居住する選手」(第119条6)を除く外国人選手は、自身の所属 NF、および該当する組織委員会が所属する NF の書面での許可がある場合に限り、CN に参加することができる。この許可書には、許可される期間が明記されなければならない、また個人の外国人選手が所属する NF は当該選手が適正なレベルの競技会に参加申込するよう、そのレベルを記載するものとする。
3.
 - 3.1. 「国籍所有国以外に居住する選手」(第119条6)を除き、CN に4つの NF および/あるいは15人以上の外国人選手が参加する場合は、CIM の要件の範囲であれば、当該 CN を開催することができる。このような条件下で CN を開催する場合、ランキングや出場資格のポイントとしてカウントされない。
 - 3.2. 4つの NF および/あるいは15人以上の外国人選手が参加する上記以外の CN (ここには「国籍所有国以外に居住する選手」(第119条6)は含まれない)は開催を認められない。このような条件下で CN が開催された場合、ランキングや出場資格のポイントとしてカウントされない。それに加えて NF と協議のうえ、当該 CN の組織委員会はさらなる制裁や、場合によっては罰金の対象となる。この罰金は違反に相応した額となり、違反を犯した状況を鑑み、賞金が設定されていた場合には賞金の総額相当となる場合もある。
4. 外国人選手が参加を認められるその他の競技会は、全て CI に分類される。

第102条 国際競技会 (CI)

1. 国際競技会 (CI) は、FEI 定款、一般規程、競技規程、あるいは該当する競技種目委員会が定める招待ルールに基づいて開催されなければならない、すべての NF に所属する選手を対象とすることができる。
2. CI は、本来は個人選手を対象としている。しかし4人以下の、国を代表しないチームを対象とする競技を行うことができるが、これらの競技を「ネーションズカップ」と称することはできない。
3. 国際競技会に招待、あるいは指名された選手はすべて、所属する NF から参加を申し込まなければならない。該当する競技規程、または実施要項に記載された条件で、所属 NF が選考した外国人選手については、組織委員会は全員を受け入れなければならない。組織委員会は、その他の参加申込を受け付けてはならない。
4. CI の実施要項には、招待する外国人選手と馬の総数を記載しなければならない。
5. CI を開催する地域以外からも、選手を招待するよう考慮しなければならない。
6. CI は提供される賞金総額および/あるいは該当する競技種目委員会が決めた、その他の基準でカテゴリーが決められ、理事会がこれを承認する。
7. NF は自国以外で CI を主催、あるいは運営することはできない。

第 103 条 公式国際競技会 (CIO)

1. 公式国際競技会(CIO)は各 NF が招待を受けて選考した代表選手／代表チームを派遣して行う競技会であり、FEI 定款と一般規程、競技規程に基づいて開催されなければならない。
2. CIO には、該当する競技種目規程に従い、個人選手とチームを対象とする公式競技が含まれていなければならない。
3. 理事会が別の判断をした場合を除き、ヨーロッパでは各 NF が全ての種目において、シニア選手対象の CIO を各暦年に 1 回のみ開催することができる。
4. その他の年齢グループとヨーロッパ以外でのシニア選手を対象とする CIO の開催回数は、該当する競技種目委員会の提言を受けて理事会が別途承認しなければならない。
5. NF は、自国外で CIO を主催、あるいは運営することはできない。

第 104 条 FEI 選手権

1. FEI 世界選手権：

- 1.1. シニア選手の FEI 世界選手権はすべての NF を対象としており、以下の通り開催することができる。
 - 1.1.1. 障害馬術、馬場馬術、総合馬術：夏季オリンピック開催がない偶数年
 - 1.1.2. エンデュランス、軽乗、パラ馬車：各偶数年
 - 1.1.3. 馬車競技：毎年
 - 1.1.4. パラ馬術：夏季オリンピック開催がない偶数年
- 1.2. 該当する競技種目規程に別段の記載がない限り、シニア選手対象の FEI 世界選手権においては、選手権として成立するために少なくとも 9 つ以上の NF のデフィニットエントリーがなければならない。
- 1.3. 該当する競技種目規程に別段の記載がない限り、シニア選手対象ではない FEI 世界選手権においては、選手権として成立するために少なくとも 6 つ以上の NF のデフィニットエントリーがなければならない。
- 1.4. シニア選手対象の FEI 世界選手権は、いずれの競技種目においても、理事会の承認を得て、上記スケジュール以外の年に開催することができる。
- 1.5. 総会は上記の競技種目の FEI 世界選手権を同時期、同一会場で開催することを決定できる。例: FEI 世界馬術選手権大会 (WEG)

2. FEI 大陸選手権：

- 2.1. シニア選手対象の場合：
 - 2.1.1. シニア選手対象の FEI 大陸選手権は、いずれの競技種目においても、該当する各大陸で承認された NF が参加可能であり、奇数年に開催される。
該当する競技種目規程に別段の記載がない限り、最初のホースインスペクションに、少なくとも 3 つの地域あるいは国のチームが参加していなければならない。
 - 2.1.2. 北米、南米の NF は、それぞれ別個に FEI 大陸選手権を開催することができる。中米の NF は FEI 北米選手権か FEI 南米選手権のいずれかに参加することができるが、両方に参加することはできない。

2.2. その他の年齢カテゴリーは：

2.2.1. ユース、ジュニア、ポニー、チルドレンライダー対象の FEI 大陸選手権の開催については、付則 D 参照のこと。

2.2.2. ヨーロッパにおいては6つ以上の NF の参加が必要である。しかしヨーロッパ以外では、少なくとも 2NF からの地域チームの参加があれば FEI 大陸選手権として開催することができる。これらの FEI 大陸選手権は、競技規程に定める条件に基づき、CI と同時開催することができる。

2.2.3. ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレンライダーを対象とする FEI 大陸選手権、またエンデュランスと軽乗の FEI 大陸選手権は毎年開催することができる。

2.2.4. 北米と南米の NF はそれぞれ、上記を対象とした FEI 大陸選手権を毎年開催することができる。中米、およびカリブ諸島の NF は、FEI 北米選手権あるいは FEI 南米選手権のいずれかに参加することができるが、両方に参加することはできない。

2.2.5. タイトルとメダルは、該当する大陸から参加の個人選手およびチームへ成績順に授与されなければならない。

3. 地域選手権：

3.1. 地域選手権（地中海、バルカン、ドナウなど）は、FEI 地域グループによって（あるいは該当する地域グループの合意があった場合、FEI の公認を得た大陸連盟によって）割り当て、運営される。

3.2. 地域選手権は毎年開催することができる。

3.3. 地域選手権は FEI 諸規程、また該当する地域グループ（あるいは大陸連盟）の特別規程（「地域選手権規程」）に基づいて運営される。

3.4. 地域選手権規程は、該当する地域グループ（あるいは大陸連盟）に認可され、FEI にも認可されているものとする。地域選手権規程がない場合には、適用する FEI 諸規程に基づいて運営され、その旨実施要項に記載される。

3.5. 地域選手権の実施要項は FEI の承認を得ること。

3.6. 地域選手権は「Regional Championships」として FEI カレンダーに記載される。

3.7. 2018 年 1 月までを移行期間とし、FEI が地域グループ（および／あるいは大陸連盟）と協力して理事会に承認された規約、条件に基づき、既存の地域選手権大会の割り当ておよび運営を移行する。

4. 一般条項：

4.1. FEI 選手権大会への出場が認められるチーム構成と個人選手の人数は、該当する競技規程に明記される。

4.2. いかなる場合においても、組織委員会は FEI 選手権大会の出場資格がある選手やチームの参加申込数を制限してはならない。必要な場合には、理事会が参加申込数を制限することがある。

第 105 条 FEI 冠競技会、FEI 冠競技会シリーズ、その他のシリーズ

1. FEI 冠競技会とは、FEI 世界選手権、FEI ワールドカップ™ シリーズ、FEI ネーションズカップシリーズ、その他の競技会、および理事会が設定、承認した FEI 冠競技会シリーズや競技のことである。
2. FEI 冠競技会名には、常に「FEI」の文字を入れなければならない。
3. FEI 冠競技会シリーズやその他のシリーズは、理事会によって承認されなければならない。
4. 競技種目やカテゴリーごとの競技会シリーズの開催回数は、カレンダー上の日程構成と馬のウェルフェアの観点から制限される。

第 106 条 FEI 冠競技会の申請と割り当て

1. 割り当ては本条項に則り、FEI と該当する競技種目委員会の助言に基づいて、理事会によって決定される。
2. FEI は適切な時期に、該当する複数の FEI 冠競技会の申請プロセスに関するタイムライン（申請の提出期限、理事会による割り当てのタイムラインを含む）を公表する。
3. 申請に際して、組織委員会は所属の NF を通して「FEI 公式申請書」を提出し、FEI 諸規程を遵守することに同意しなければならない。理事会が FEI 冠競技会の最終割り当てを承認する前に、組織委員会と NF は主催同意書に署名しなければならない。NF が「FEI 公式申請書」をもって申請した後は、FEI の承認なしに競技会日程を変更することはできない。
4. ひとつの NF に対して 1 年間に割り当てられる、シニアを対象としたオリンピック種目の FEI 世界選手権あるいは FEI 大陸選手権は、1 大会のみである。ただし、馬術スポーツにとって有益であると理事会が判断し、別段の決定をした場合を除く。
5. 他に相応の申請がない場合を除き、同一競技種目、同一選手カテゴリーを対象とする FEI 世界選手権あるいは FEI 大陸選手権は、同じ NF に 2 回連続して割り当てられることはない。
6. FEI 地域選手権開催の申請書には、参加資格のある NF、および招待されるその他の NF の一覧、プログラム案、競技基準を記載すること。
7. 期限までに FEI 冠競技会の申請がない場合、あるいは相応の申請がなかった場合には、FEI によって再度募集が行われ、理事会が適切な割り当てを行う。
8. 理事会は、FEI 冠競技会の申請を複数年にわたって公開する権限がある。

第 107 条 競技

1. 競技規程に別段の記載がない限り、すべての競技会において、下記の選手カテゴリーを対象とする個々の競技を実施要項に含めることができる。
 - 1.1. シニア
 - 1.2. U25
 - 1.3. ヤングライダー
 - 1.4. ジュニア
 - 1.5. ポニーライダー
 - 1.6. チルドレン

1.7. ベテラン

2. 競技規程によっては、別の競技を含める場合がある。
3. 2つ以上のカテゴリーを対象とした競技では、カテゴリーごとに分けて順位づけを行い、各カテゴリーの優勝者を決定することができる。
4. 2つ以上のカテゴリーを対象とする競技において、スターティングオーダーを決定する抽選は1回のみ行う。

第108条 競技の名称

1. CIM（付則Eを参照）では、競技名称に国名や国際的に通用している地域名称を入れることはできない。
その他のCIでは、該当するNFの承認を得て、1競技のみ国名を名称として用いることができる。
CIOでは各競技種目につき、1競技のみ用いることができる。
2. 競技名、優勝杯名、その他それに類するタイトルに「世界」という名称、大陸名、地域名、もしくは国や地方のグループ名を使用するには、理事会の承認が必要である。
3. 付則Aに定める競技会、あるいは一連の競技会（FEI冠および／あるいはシリーズ）で、1つあるいは2つ以上のNFの管轄で行われるものに別の名称を使用するには、理事会の承認が必要である。

第109条 競技会の開催

1. CI、CIO、FEIワールドカップ™ファイナル、FEI選手権のすべての実施要項には、FEI定款および一般規程、競技規程が適用されることを明記しなければならない。
2. 国内規程を適用して国際競技を開催することはできない。
3. CIの開催中に国内規程に準拠した競技を行う場合は、その国内規程適用の競技成績が発表された後速やかに、FEI競技規程が発効する。
4. FEI冠および／あるいはシリーズの一環である競技会の開催申請については、該当するFEI冠および／あるいはシリーズに関わる競技規程を適用する。
5. FEI事務総長の承認を受けることで、一競技種目のCIOに同じ種目で他のカテゴリーを含める、または他の競技種目、あるいは複数の競技種目のCIを含めることができる。例えばCSIOにCDI、あるいはCAIを組み込むことができる。この場合は実施要項とプログラムに各競技のカテゴリーを明記しなければならない。
6. 国際競技の組織委員会は、FEIと、参加したチームあるいは個人選手が所属するNFに対して、成績および表彰対象となった各個人選手とチームに授与された賞金額を、オンラインエントリーシステムを採用しているすべての競技種目について競技終了後2日以内に、その他の競技種目については5日以内に通知しなければならない。ただし、資格認定およびランキングの理由から、FEIより別段の措置が通知された場合はこの限りではない。いかなる成績も、FEIの承認を受けた実施要項に指定された書式でFEIへ提出しなければならない。それに加えて、FEIの要求に応じて、すべてのライブデータが、FEIに対して無償で提供されな

なければならない。国際競技会の組織委員会が上述の期限／書式で適切な競技成績および／あるいはライブデータ、賞金金額情報を FEI に提出しなかった場合、初回は警告が発せられ、その後も重なった場合には 1 回の違反につき 1,000 スイスフランの罰金が科せられる。

7. すべての国際競技会（CIM を除く。付則 E を参照）において、関係者全員が同一言語を話す場合を除き、実施要項や通知、指示の記載や場内アナウンスは自国語に加えて公用語を用いなければならない。
8. すべてのシニア対象の FEI 世界選手権および FEI 大陸選手権において、関係者全員が日常的に公用語を使用している場合を除き、実施要項、通知、指示には自国語に加えて公用語で記載しなければならない。
9. FEI 世界選手権と FEI ワールドカップ™ ファイナルにおける場内アナウンスは、すべて公用語で行わなければならない。
10. 国際競技会の組織委員会は、下記に示すとおり医療および獣医療を提供しなければならない。
 - 10.1. 医療の提供：
 - (i) 救急医療の訓練を受けた人材を現場に配置する；および
 - (ii) 避難、救急処置、負傷した選手の搬送などの適正な救急医療プランを提示する。医療の提供に関して、組織委員会は FEI ホームページに公開されている FEI によるガイドラインを参照すること。（www.fei.org）
 - 10.2. 獣医療については獣医規程を参照のこと。
 - 10.3. 上記の要件は必須事項であるが、競技規程では上記に追加して医療および獣医療の要件、コンプライアンスを定める場合がある。
11. FEI は国際競技会の組織委員会に対して、FEI 競技会を主催するための十分な財務保証を提出するよう求める場合がある。
12. 主催者と競技場審判団長、技術代表、獣医師団長が協議し、全員合意した場合、競技は（競技開始前、あるいは競技中）延期および／あるいは中止することができる。その理由として不可抗力、壊滅的な状況、極端な気象条件だけでなく、FEI 規程の不履行、馬と選手、役員、観客のウェルフェアと安全が守られないような特殊な状況が考えられる。
- 13.1 上記 109 条 12 にかかわらず、FEI 事務総長は、以下の場合、進行中の競技会を含め、競技会を直ちに中止する権限を有するものとする；
 - 競技会において馬疾病が発生した場合；あるいは
 - 馬の疾病が疑われる症例が 1 例以上存在する場合；あるいは
 - 獣医学的・疫学的な助言に基づき、馬疫病の発生を防ぐために競技会の中止が必要であると判断された場合。
- 13.2 FEI 事務総長の決定は最終的なものであり、上訴の対象とならない。
- 13.3 競技会が中止された場合、会場の FEI 役員および OC は、以下を行わなければならない；
 - すべての競技会に関連する活動（トレーニング・セッション、ウォームアップ、スクーリング等）が直ちに中止されること；および
 - バイオセキュリティ・コンティンジェンシー・プランに定められた措置および／または FEI もしくは関連する保健／獣医当局からの指示の適用を直ちに開始すること。

- 13.4 競技会の中止およびその役職の管轄期限にかかわらず、現場にいる FEI 役員（及び FEI が発生の抑制を支援するために指名した FEI 役員）は、FEI が判断するまで、FEI 役員として行動する権限を持ち続け、FEI に代わり行動する。
13. 競技会で同行が認められている場合でも、犬はすべてリードに繋ぎ、人間が持つか、あるいは繋いでおかなければならない。このルールに違反した場合、100 スイスフランの罰金か、繰り返し違反が認められる場合には会場からの退去を要求する場合がある。

第 110 条 競技会の実施要項

1. 毎年カレンダーが承認された後に、FEI は次年度の承認済み公式カレンダーに掲載されている CIM、CI、CIO、FEI 選手権、大会のすべての組織委員会に対して、該当する NF を通じて実施要項のチェックリストを送付する。組織委員会は公用語で書式に記入し、所属 NF へ返送しなければならない。NF は FEI 定款、一般規程、競技規程に照らして要項案に誤りがないかを確認し、FEI に送付しなければならない。
2. 要項承認の期限は以下の通りである：
 - 2.1. CI の場合：
 - (i) 要項案は、遅くとも競技会開催の 10 週間前に FEI に届いてなければならない。
 - (ii) 実施要項最終案は、遅くとも競技会開催の 4 週間前までに FEI に届いていなければならない。
 - 2.2. CIM の場合：

いずれの競技種目規程に別段の記載がない限り、以下の締め切りが適用される：

 - (i) FEI に承認された CIM の要項案は、競技会開催の 4 週間前までに FEI に届いていなければならない。
 - (ii) 実施要項最終案は、競技会開催の 2 週間前までに FEI に届いていなければならない。
 - (iii) 実施要項最終案が NF に承認された後、承認済み実施要項は競技会開催の 2 週間前までに FEI に届いていなければならない。
 - 2.3. FEI によって承認、公表された実施要項は、関連する規程および／あるいは規則と同等の拘束力がある。FEI は、参加申し込み締め切りがすでに過ぎている場合には、いかなる実施要項も承認しない。
 - 2.4. その後の変更については FEI に通知して許可を得なければならない。変更は関連する NF へできるだけ速やかに通知しなければならない。
3. 例外的にチーム監督、任命されている場合には主催国 NF 代表、競技場審判団の同意があれば、組織委員会は見落としや予期せぬ事情などが原因の問題を解決するために、実施要項を変更する場合がある。このような変更はできるだけ速やかに選手と役員全員に通知し、外国人審判員がこれを FEI へ報告しなければならない。
4. 次のチェックリストに従い、すべての実施要項に競技会の開催日と開催地、参加申込受付期限を記載しなければならない：
 - (i) 行われる競技種目、
 - (ii) 競技プログラム、

- (iii) 競技は屋内と屋外のどちらで行われるのか、
 - (iv) 練習馬場と競技アリーナのタイプと広さ、
 - (v) 招待選手と馬のカテゴリー、国籍、その他関連事項の詳細、
 - (vi) 利用できる厩舎と宿泊施設、
 - (vii) 賞金金額とその配分、
 - (viii) 国内で適用されている馬衛星要件と獣医規程、
 - (ix) 賭けが認められているか、
 - (x) 行動規範、
 - (xi) 免責事項、
 - (xii) その他関連事項の詳細。
5. 実施要項には、獣医規程に基づくホースインスペクションの開始時刻と場所も記載しなければならない。
6. 国際競技会を主催する組織委員会/NF が、FEI に前述の期限までに実施要項を提出しなかった場合、最初の違反に対しては警告、その後は違反するごとに罰金 1000 スイスフランが科せられる。

第 111 条 貸与馬による競技会

1. 主催 NF が提供する馬を用いて国際競技を行うことができる。
2. 各競技種目とカテゴリーの競技規程、あるいは競技会実施要項が、必要に応じて貸与馬競技会に適用される。
3. 馬には通常使われているハミと頭絡を使用しなければならず、馬の馬匹オーナー、あるいは代理人の許可がない限り、競技会開催中にこれを取り替えることはできない。
4. 組織委員会が定めた規則に従い、各選手は抽選で決まった馬に 1 時間ずつ、少なくとも 2 回騎乗することができる。
- 4.1. 選手と馬が明らかに合わない場合は、競技場審判団の判断で、組織委員会が予備馬に替えることができる。
5. 貸与馬の場合も馬管理責任者は第 118 条に定める通りとする。

第 112 条 公式カレンダー

1. 事務総長は次年度のカレンダーを以下のように承認する：
 - CSI5*および CSIO5*競技会については、原則として 7 月 31 日まで
 - すべての種目を含むその他の競技会は原則として 11 月 30 日まで
2. FEI 競技の日程は割り当てが決まり次第、できるだけ速やかに公表するものとする。
3. 事務総長は NF と協議し、競技または競技会に関して正当な事由がある場合、すべての競技および/あるいは競技会をカレンダーから除外するおよび/あるいは受理しない権限がある。付則 K-FEI カレンダー申請手続き及び障害馬術競技会キャンセルによる影響を参照のこと。

4. CIの申請または変更は、該当するNFから事務総長へ遅くとも：

<u>競技会のカテゴリー</u>	<u>締切</u>
CSI5*およびCSIO5*競技会	競技会開催前年の5月1日 ¹ まで
すべての種目を含むその他の競技会	競技会開催前年の10月1日まで

事務総長が書面で異なる日付を指定しない限り、上記の期日が適用される。CIが競技会シリーズの一競技である場合、申請時にはその旨明記しなければならない。上記の期日より後に届いたCI申請に関しては、提出期限に遅れた申請、あるいは変更とみなされる。この場合、不可抗力によるケースを除いては、FEI理事会が承認しFEIが公表したCIおよびCIMの申請ガイドラインに定められた関連期限内にのみFEIにより検討される。付則K-FEIカレンダー申請手続き及び障害馬術競技会キャンセルによる影響を参照のこと。

¹ 疑義を避けるために明記すると、NFは2024年に開催される競技会のために、2023年5月1日までCSI5*およびCSIO5*のカレンダー登録を申請することができ、そのようなカレンダー申請は提出期限に遅れた申請とはみなされない。

5. (i) 下記(ii)に規定される障害馬術、馬場馬術および総合馬術の競技会に関する期日遅延申請および/または変更で、上記第4項に定める期限を過ぎて提出された場合、このような提出期限に遅れた申請および/あるいは変更が受理されることによって影響を受けるであろう同一レベルまたはそれ以上のレベルの競技会を主催するNFおよび/または組織委員会が、事務局長に関連情報を提供する機会を与えられる。疑義を避けるため明記すると、FEIカレンダーにおいて承認された同一の日に、同一のFEI冠シリーズまたはFEIが承認したFEIシリーズ内での会場を変更することは、受理され、期日遅延申請とみなされないものとする。

(情報提供があった場合) 情報を精査のうえ、事務総長は提出期限に遅れた申請と変更を受理するかを判断する権利がある。どのような決定がなされる場合も、事務総長は正当に判断を行う。

(ii)

- 障害馬術：CSI4*；CSI5*；CSIOs；ワールドカップ競技会
- 馬場馬術：CDI4*；CDI5*；CDIOs；ワールドカップ競技会
- 総合馬術：CCI4*-SあるいはL；CCI5*-L；CCIOs

6. FEI選手権とその他の高いカテゴリーレベルの競技会の開催優先順位は、各競技種目規程に定める。
7. CIMの申請及び変更は、できる限り早く、かつFEI理事会が承認しFEIが公表したCIおよびCIMの申請ガイドラインに定められた期限内に事務総長に送付されなければならない。
8. カレンダー確定の前に、事務総長は申請のあった日程について修正を提案し、日程調整を提案することができる。
9. いかなるNFあるいは組織委員会も、公式カレンダーに発表されていない国際競技会、または事務総長の承認を受けていない国際競技会を開催することはできない。

第2章 選手と馬の競技参加

第113条 選手と馬の登録

1. 国際競技会に参加申し参加を認められるために、すべての選手と馬は FEI と自国 NF への登録が必要であり、競技主催国の NF への登録が必要となる場合もある。競技規程に別段の定めがある場合はこの限りではない。(第 119 条「選手のスポーツ国籍」と 5 章「馬」も参照のこと)
2. NF はすべての選手と馬の登録に責任があり、選手が第 119 条に準拠して適正なスポーツ国籍を有していることを確認するものとする。NF はまた、何らかの理由で競技には出場しない選手および／あるいは馬の登録を抹消する責任もある。
3. FEI に登録していない／要件を満たしていない選手および／あるいは馬は、特段の事情がある場合を除き、自動的に失格となる。
4. 選手および／あるいは馬が FEI に登録されている場合でも、この選手および／あるいは馬が参加を希望する国際競技会、あるいは国内競技会の開催初日 6 カ月前までに無認可競技会に参加していた場合(その場合、組織委員会から競技会に招待されない、あるいは NF が参加申し込みしない場合もあるが)、この国際競技会、あるいは国内競技会に参加する資格がなくなる。
5. 第 113 条 4 で述べた「無認可競技会」とは、FEI カレンダーに記載されておらず、NF にも認可されていない競技会および／あるいは競技、および／あるいは FEI によって資格停止処分となっている NF によって認可、または開催される国内競技会のことである。無認可競技会の解釈については、付則 J を参照のこと。
6. FEI は次のいずれか、あるいは両方が該当する場合に第 113 条 4 を適用する。FEI が(i)選手、馬が登録されている／管轄している NF を通して選手本人、あるいは馬匹オーナーに無認可と思われる競技、あるいは競技会について通告していた場合、(ii)このような無認可競技会のリストを FEI ホームページに公開していた場合。公開に際して、選手、チーム監督、オーナー、あるいは NF がこのような注意、発表があると気づくことができるよう、該当する競技、あるいは競技会の遅くとも 7 日前までに情報を掲載する。
7. 上記の措置にも関わらず、無認可競技会に参加した人物であると FEI がみなした場合、FEI は該当する人物に無認可競技会に参加したとみなされていることを通知し、この人物に口頭あるいは書面で釈明する機会を与える。
8. 113 条 4 を適用した事務総長のあらゆる決定に対して、FEI 一般規程第 162 条 5 と FEI 裁定委員会の内部規程に基づき、FEI 裁定委員会に上訴することができる。
9. 第 113 条 4 に基づいて制裁を与える代わりに以下の措置をとる場合がある：
 - (i) 以下のいずれかの場合、「過失なし」とみなす：
 - (a)選手および／あるいは馬が明らかに FEI あるいは NF によって認可された競技会に参加したにも関わらず、主催者の事務的な不手際で無認可競技会となってしまった場合；あるいは
 - (b)例外的な事情がある場合；あるいは

- (ii) 選手あるいはオーナーが無認可競技会であると認識していたが（そして主催者側の事務的不手際の形跡がなかった場合）、該当する競技会が無認可であること以外は付則 J に記載された FEI の目的に沿っていることを証明した場合には、「警告」の処分とする。

第 114 条 馬の個体識別

1. 組織委員会は競技に出場する各馬に個体識別番号を与えるものとする。
2. 競技期間中を通して、馬が馬房から出る時には、この個体識別番号を常時装着していなければならない。

第 115 条 招待

1. 事務総長が十分な時間的余裕をもって、組織委員会および NF に対して正式に要請を書面にて通知した場合、FEI は選手の競技招待に対応するため、専用オンラインシステムを導入することができる。CI に参加する個人選手への招待状は、該当する選手の所属 NF へ送付しなければならない。組織委員会からの招待状は、選手の所属 NF に送付しなければならない。招待状には実施要項を添付する。組織委員会によって個人招待される選手の割合は、該当する競技種目規程に定める。しかしながら、このような組織委員会からの招待（外国人選手および／あるいは自国選手）は、他の選手と同条件で扱わなければならない、直接であれ間接であれ、決して金銭的貢献のような関係性があってはならない。ペイカードや出演料はもちろんのこと、VIP 席や競技会特典の提供という形態であっても厳格に禁止され、制裁の対象となる。
2. CIO 出場への招待状は主催 NF から直接対象となる NF に送付し、これには公式チームを構成する選手数と馬の頭数、個人選手の参加申し込み可能な人数を明記しなければならない。
3. CIO へ招待される NF の数は、FEI が承認した競技会実施要項と、該当する競技種目規程に従い制限されることがある。
4. 該当する競技規程に別段の記載がない限り、承認を受けた選手権の開催日と開催地の発表をもって、自動的に参加資格のあるすべての NF に対する招待が成立する。参加する場合は、すみやかに主催 NF に参加の意思を伝えなければならない。
5. CI、FEI 選手権および大会に参加するすべての選手に、同等の待遇、条件を提供しなければならない。すべての選手と馬に同等の宿泊施設を提供できない場合、くじ引きで割り当てを決める。

第 116 条 参加申込

1. 事務総長が十分な時間的余裕をもって、組織委員会および NF に対して正式に要請を書面にて通知した場合、FEI は人馬のエントリーに対応するために、組織委員会および NF が使用する専用オンラインエントリーシステムを導入することができる。FEI が導入したにも関わらず、選手と馬の申込がオンラインエントリーシステムで行われなかった場合、FEI はその参加申込を受理しないものとする。それに加えて、特段の事情がない限り、FEI の要請に関わらず、オンラインエントリーシステムで参加申込をしなかった人馬が競技に出場した場合、

この人馬は FEI によって失格となる。FEI がオンラインエントリーシステムの使用を要請する場合、事務総長は関連する情報と手順を詳しく記したガイドラインを作成し、組織委員会と NF に提供する。

2. FEI 選手権と FEI 世界馬術選手権大会™への参加申込

2.1. 招待あるいは指名された選手は、いずれも所属する NF から参加申込を行わなければならない。該当する競技規程に従い、また実施要項に基づいて各 NF が選考したすべての選手について、組織委員会は参加を受け入れなければならない。組織委員会はこれ以外の参加申込を受け付けてはならない。

2.2. 参加申込は以下に示す 2 つ段階に従って行わなければならない：

(i) ノミネートエントリー

遅くとも競技会の 4 週間前に行わなければならない。申込の際に、その中からデフィニットエントリーと予備選手、予備馬として選考され得る選手と馬のリスト、また NF が派遣を予定している選手数と馬の頭数を提出しなければならない。ノミネートエントリーする選手数および／あるいは馬の頭数は、実施要項に記載されている招待数、あるいは競技規程で予め定められている数の 2 倍を超えてはならない。一度ノミネートエントリーが提出されると、NF は実際に派遣する選手数および／あるいは馬の頭数を、エントリーした数より減らすことはできるが、増やすことはできない。NF がノミネートエントリーを行なったにも関わらず選手を派遣せず、またそれに対する弁明が組織委員会にとって容認できない内容であった場合、組織委員会はこれを事務総長に報告し、FEI 裁定委員会が弁明の内容を審議する。

(ii) デフィニットエントリー

遅くとも競技会開始の 4 日前までに行わなければならない。最終的に選ばれ、競技会に派遣される選手と馬の参加申し込みを行う。デフィニットエントリーの申し込み数は、ノミネートエントリーのリストにある数を超えてはならず、ノミネートエントリーリストから選考されなければならない。一度デフィニットエントリーが送付されると、選手および／あるいは馬の交代は、組織委員会の許可があった場合のみ可能である。

2.3. 選手と馬の参加申込の際には、名前、FEI 登録番号 (FEI ID)、また必要であれば出場資格についても記載する。

3. そのほかの国際競技会への参加申込：

3.1. それぞれの競技種目への参加申込は、該当する競技規程に基づいて行う。本条項が適用される FEI 選手権、FEI 世界馬術選手権大会はこの限りではない。

3.2. デフィニットエントリーは遅くとも競技会開始の 4 日前までに行わなければならない。競技会に参加できる、最終的に選考された選手と馬の申し込みを行う。選手および／あるいは馬の交代については、該当する競技規程に従って行うことができる。

4. NF が、ノミネートエントリーに記載されているよりも多くの選手および／あるいは馬を派遣する場合、該当する競技規程と実施要項でそのような参加が認められていても、組織委員会は彼らを受け入れ、参加を認める義務はない。

5. 競技会において、選手は騎乗する馬のいずれか、あるいは全頭の出場を辞退することができるが、もともとこの競技会にエントリーしていない馬を、組織委員会、また競技場審判団の許可なしに追加することはできない。
6. NFがノミネートエントリーを行なったにも関わらず、実際にチームを派遣することが不可能となった場合には、速やかに組織委員会に連絡しなければならない。
7. 該当する競技種目規程に別段の記載がある場合を除き、NFがデフィニットエントリーを行ったにも関わらず、正当な理由なく競技会に参加しなかったチームや個人選手がいた場合、外国人審判員あるいは技術代表が事務総長にこれを報告し、FEI 裁定委員会がこれを審議する。同時期に開催される他の競技会に参加することは、競技会出場を辞退する正当な理由とはならない。デフィニットエントリー以降の出場辞退、あるいはノーショウがあった場合、その結果として組織委員会が被った経済的損失を、馬管理責任者が弁済しなければならない。(実施要項に記載されているように、組織委員会から厩舎や宿舎が提供されている場合など)
8. 競技規程に別段の記載のない限り、NFは同一の人馬のコンビネーションを、同時期に複数の組織委員会にデフィニットエントリーすることはできない。罰則として、そのような人馬のコンビネーションは最終的に出場した競技会で失格となる。

第 117 条 代表チームと代表選手の選考

1. 各 NF は国際競技会に参加するすべての選手と馬、あるいは CIO、FEI 選手権、FEI 地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会で自国を代表するすべての選手と馬の選考に最終的な責任がある。選考に際して、選手と馬はそれぞれの競技会で定められている要件をすべての点で満たしていなければならない。後述の第 119 条(「選手のスポーツ国籍」)に則って、自身が代表として競技に参加する NF のスポーツ国籍を取得していなければならない。
2. 各 NF は、出場資格のある馬と選手を選考し、参加申し込みをする責任がある。参加申し込みをした競技会／カテゴリーに出場する馬と選手の健康状態と能力証明についても NF の責任である。
3. 該当する競技規程、オリンピック規程に基づいて、承認された能力証明書を所持する馬と選手だけが、FEI 世界選手権、オリンピック大会に参加申し込みをすることができる。(付則 C 参照)
4. NF から適正に認可され、ノミネートエントリーを行った NF と同一のスポーツ国籍を所有している選手のみが、CI への参加申し込みを受け付けられる。
5. FEI から資格停止処分あるいは除名処分を受けている NF に所属する選手は、資格停止または除名の期間中は、すべての国際競技会あるいは所属 NF 国外で行われる国内競技にもエントリーすることができない。理事会の承認があった場合にはこの限りではない。
6. 該当する競技種目規程に別段の記載がない限り、選手はいかなる国際競技にも「Hors Concours 参加 (オープン参加)」することはできない。
7. 選手は自身のライセンスに記載されている氏名以外の名前で国際競技に参加申し込みすることはできない。

第 118 条 馬管理責任者

1. 馬管理責任者は一般規程と獣医規程に定められた責任を含め、その馬に対する法的責任を負い、別段の定めがない限りは法務制度に従う。(8章参照)
2. 定款、一般規程、競技規程で対象となる馬管理責任者および、対象となるその他すべての者にとって、定款、一般規程、該当する競技規程の知識があることは義務であり、この知識が不足していても、定款、一般規程、競技規程の定める法的責任を免除されることはない。
3. 馬管理責任者は競技会で馬に騎乗する選手、軽乗の選手、馬車競技の選手であるが、競技場に来場あるいは馬についての何らかの決定を下した馬匹オーナーおよびグルームや獣医師等を含むサポートスタッフも別途馬の管理者とみなされることがある。軽乗では調馬索手も管理責任者である。エンデュランスではトレーナーも管理責任者である。
4. 18歳未満の選手(未成年選手):
 - 4.1. 参加申し込みした時点で選手が18歳未満である場合は、NFあるいはチーム監督が選手の代理人を指名しなければならない。
 - 4.2. 代理人は選手の親、チーム監督、チームコーチ、チーム獣医師、馬匹オーナーあるいはそのほかの責任ある大人が務め、参加申し込み時に組織委員会やNFに通知する。
 - 4.3. NFとチーム監督が代理人を指名できない場合は、選手の両親のいずれかが代理人とみなされる場合がある。
 - 4.4. 特段の事情がない限り、未成年選手も馬管理責任者となる。
 - 4.5. 代理人は投薬治療への立ち合いなども含め、組織委員会やNF、FEI役員とのあらゆるやりとりにおいて、未成年選手である馬管理責任者の代理人となることができる。
 - 4.6. 代理人が馬管理責任者の所属するNFと異なるNFの所属である場合、すべてのやりとりは馬管理責任者の所属NFを通して行う。
5. 馬管理責任者は、チーム監督がいる場合にはチーム監督とともに、自身の管理下にある各馬の健康状態、参加適性、管理に責任を負い、また出場の申告や「取り消し」を行う責任がある。
6. 馬管理責任者は自身の管理下にある馬に対して、自分自身だけでなく、馬に接することができる人物の厩舎内でのいかなる行為にも責任がある。また、馬に騎乗するとき、馬車を操作するとき、練習するときにも、管理下の馬に対する責任がある。厩舎の警備体制がない、あるいは不十分であった場合にも、馬管理責任者の責任が軽減されることはない。
7. 何らかの理由により、馬管理責任者が自身の管理下の馬の世話ができない、あるいはできない状況下に置かれた場合には、速やかに組織委員会事務局と獣医師団に通知しなければならない。
8. 「賭け」に関しては、馬管理責任者および/あるいはサポートスタッフは、フェアプレイの原則を侵害すること、スポーツ選手にあるまじき行為を見せること、スポーツ倫理に反するやり方で競技結果に影響を与えようとすることは、どんな場合でもあってはならない。これに違反した場合、一般規程第8章と定款第10章が適用される。

第 119 条 選手のスポーツ国籍

1. 一般原則：
 - 1.1 選手が国籍を有する国の NF が、その選手「自身」の NF となる。選手が国を代表して競技に参加する場合には国籍証明が必要である。
 - 1.2 本条 4、5、6.2、6.3 で述べるケースを除き、1.1 で定義する選手のみが「自身の NF」を代表して国際競技に参加することができる。
2. スポーツ国籍とその変更：成人選手の場合
 - 2.1 2つ以上の国籍を有する選手は、18 歳になった時点で、どの国を国際競技出場のための自身の NF とするか決定しなければならない。これ以降は 2.2.1 が適用され、国際競技会においては所属 NF の代表としてのみ参加することができる。さらにスポーツ国籍を変更するには、本第 2 項に示す条件に従って、スポーツ国籍変更手続きを行わなければならない。
 - 2.2 スポーツ国籍の変更：
 - 2.2.1 基本要件：2つ以上の国籍を有するまたは有する予定の成人選手が、新しいあるいは別の国籍で競技に参加したいと希望する場合は、下記の 2.2.5 に示すとおり、FEI にスポーツ国籍の変更を申請することができる。
 - 2.2.2 FEI 選手権（ヤングホースの FEI 選手権を除く）とシニア選手対象の CIO 競技会の団体競技への参加の前にスポーツ国籍を変更する場合は、さらに以下の条件を満たす必要がある：
 - (i) 下記 2.2.3 のようなケースは例外となるが、選手は新しいスポーツ国籍で参加したいと希望している最初の競技の前に、その国に法的居住地があり、(a)少なくとも継続して 2 年以上、あるいは(b)断続的に 5 年以上居住していなければならない。
 - (ii) 選手は新たなスポーツ国籍で出場したいと希望する最初の競技から遡って 2 年以内に、従来の所属 NF の代表として、上記 2.2.2 に示すいかなる競技にも出場してはならない。
 - 2.2.3 2.2.2(i)の住居に関する要件は必須であるが、以下のいずれかに該当する場合は例外となる：
 - (i) 新しい国籍国が当該選手の出生国であることが認められた場合；
 - (ii) 新しい国籍への変更が、家系によるものか、家系に関わるほかの事由であった場合；
 - (iii) 故意に国籍を失ったのでも、犯罪行為の結果失ったのでもなく、帰化した選手の場合；あるいは
 - (iv) 帰化した選手が新たな国籍を取得する条件として、元の国籍を放棄しなかった場合。
 - 2.2.4 帰化した選手が新しく国籍を取得した国の国民と合法的に婚姻関係にあると立証できる場合、2.2.2(i)で述べた住居に関する要件は緩和され、その国で法的居住地に、継続して 1 年間あるいは断続的に 3 年間居住しているものとする。
 - 2.2.5 選手のスポーツ国籍変更の申請は、選手の新しい NF を通じて事務総長に提出されなければならない。ここでは変更理由と、当該選手が新たに所属を希望している国のパスポートか、それに相当する書類を添えなければならない。FEI はその時点で当該選手が現在所属している NF に、スポーツ国籍変更の申請が提出されたことを通達する。

- 2.2.6 FEI がスポーツ国籍の変更を書面で承認してはじめて、選手は新たな NF から競技に出場することができる。
- 2.2.7 特別かつ例外的な状況においては、FEI は関連する複数の NF の合意を得て、例外を認める権限を有する。
- 2.2.8 オリンピック大会、パラリンピック大会への参加については、それぞれオリンピック規程、パラリンピック規程（オリンピック憲章第 42 条細則）に従わなければならない、特にここで定められている待機期間を遵守しなければならない。同様に地域大会や大陸大会に参加する場合も、該当する統括団体の規則に従う。
3. スポーツ国籍とスポーツ国籍の変更：未成年選手の場合
- 3.1 2 つ以上の市民権を有する未成年選手は、暦年ごとにどの NF を代表して競技に出場するかを選択することができる。
- 3.2 未成年選手は連続して所属 NF を変更してもよい（暦年につき 1 回のみ）。もし該当する未成年選手がその年の 1 月 1 日以降、すでにほかの NF から国際競技会に参加している場合、NF 変更には元の所属 NF、新しい所属 NF、FEI の承認が必要である。
- 3.3 未成年選手が 18 歳の誕生日を迎えると、本条第 2 項が適用される。この時点で選手は選択した NF に登録し、NF は選手を FEI に登録する。
4. 自治国家、州または海外領土、地方または植民地が独立した場合、ある国が国境線の変更により他の国に組み込まれた場合、あるいは FEI が新しい NF を承認した場合、その国がオリンピック委員会を存続させている限りは、選手は所属している国、あるいは所属していた国の代表として引き続き競技に出場することができる。しかし、もし選手が希望するなら、新しい所属 NF を選択することもできる。この特別な選択には FEI の承認が必要であり、1 回のみ認められる。
- 5.1 国籍を有する国以外に居住する選手で：(i)国籍を失った選手；(ii)難民となった選手；(iii)あるいは自国に FEI メンバーの NF が存在しない場合、該当する選手は主催国の国民として、選手権を含むすべての国際大会に出場することができる。これはその選手の国が FEI のメンバーである NF を持つようになるまでの措置である。
- 5.2 市民権を有する国に FEI メンバー NF が存在せず、その選手の状況が本条 4 または 5.1 にとも該当しない場合、FEI は該当する選手に FEI 旗のもとで FEI 競技会に出場することができる特別な許可を与える。これは例外的な状況であり、ケースバイケースで判断される。
6. 選手が国籍を有する国以外に居住している場合：
- 6.1 国籍を有する国以外に居住する成人選手は、所属する NF と FEI の許可があれば、「居住国 NF」を通して、CN、CIM、CI への参加申し込み手続きをすることができる。前述の競技会で、該当する選手は自身の所属 NF は変わらないまま、居住国 NF の管轄下に入り、該当する競技規程に則って競技に出場しなければならない。これは管理上の便宜をはかるための措置であり、スポーツ国籍の変更ではない。選手はいかなる場合にも「自身の所属 NF」を保持し、常にその国を代表して競技に参加する。
- 6.2 未成年選手は次に挙げる競技会では、どの国で開催されるかに関わらず、居住する国を代表して出場することができる：その競技会とはチルドレン、ポニーライダー、ジュニアライ

ダー、ヤングライダー対象の CI、(所属 NF と居住国 NF が同意している場合以外、CIO と FEI 選手権はここに含まれない)、および一般規程付則 E に定めるシニア選手対象の CIM である。未成年選手が居住する国を代表してこれらの競技会に出場する場合には、「自身の所属 NF」と FEI に報告しなければならない。

- 6.3 常に自身の所属 NF ではなく居住国 NF から競技に出場している未成年選手は、18 歳になるときに、その国の国民ではない場合でも、自国 NF ではなく居住国 NF を所属 NF として FEI に申請することができる。ただし、以下の条件を満たしていることが必要である：(i) 該当する選手が、一度も自国 NF を代表として競技に出たことがない；(ii) 居住国が、国籍を獲得するのが相当に困難な国であると FEI が判断した；(iii) 未成年選手が居住国で有効な身分証明書、居住許可、あるいはそれに相当する文書を所持している；(iii) 未成年選手が継続して 5 年間、居住国に居住している。FEI は馬術スポーツと未成年選手双方の利益を考慮に入れたうえで、本条項に基づく申請を認可するかを決定する。

第 120 条 チーム監督

1. CIO、FEI 選手権、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に 3 名以上の選手が出場する場合、NF はチーム監督を任命しなければならない。個人選手のみが参加申し込みする場合、あるいは別途チーム監督を任命しない場合、NF は選手の一人を指名し、チーム監督の役割を担うようにしなければならない。
2. CI に参加する場合はチーム監督を任命することが望ましい。
3. チーム監督は、当該競技の全ての監督会議に参加しなければならない。
4. チーム監督は以下の責任を持つ：
 - 4.1. 競技会に参加申し込みしている馬の全体管理と健康管理、チーム獣医師とその他公式チームメンバーによる獣医規程の遵守。
 - 4.2. CIO、FEI 選手権、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会およびチーム監督が任命されている CI において、競技にエントリーした馬と選手の出場と出場辞退の申告。
 - 4.3. 選手、特に 18 歳未満の選手に対する全般的な管理、健康管理および行動の監督。18 歳未満の選手の場合、大会期間中を通してチーム監督はチーム、個人選手両方の行動に責任があり、チーム、個人選手とともに行動する義務がある。
 - 4.4. 団体競技に出場するために選考された選手と馬を組織委員会に通知すること。
5. チーム監督は選考されたチームの中で選手と馬を変更することができるが、競技に個人選手として参加申し込みしていて、チーム選手としては選考されていない選手および／あるいは馬を、公式チームに追加あるいは交代させることはできない。ただし、第 121 条 3 に記述のある事故や病気の場合は例外である。(能力証明書の要件を満たしている場合に限る。FEI 世界選手権、オリンピック大会参照)
6. チーム監督は、競技会において他の公式な役割を担ってはならない。
7. チーム監督、あるいはその所属 NF は、ミーティング出席やその他の役割のために副監督を指名することができる。しかし、副監督はその他の資格がない限り、第 131 条でチーム監督に認められているいかなる権利も持たない。

第 121 条 出場選手の申告

1. チーム監督は、競技規程に則って組織委員会が定めた時刻までに、公式団体競技への参加と個人選手の名前を申告しなければならない。
2. NF が公式チームとして許容されている数よりも多くの選手と馬を参加申し込みしていた場合、チーム監督は遅くとも最初のインスペクションの終了時点で、公式チームとして選考した選手と馬を申告しなければならない。それぞれの競技種目規程に別段の記載がある場合はこの限りではない。
3. 団体競技に選考されたメンバーおよび／あるいは馬が事故にあった場合や病気になった場合、該当する競技に参加申し込みしていた個人選手および／あるいは馬は交代させることができる。交代する場合は、遅くとも競技開始 1 時間前までにチーム監督がその旨申告しなければならない。該当する競技規程に別段の記載がある場合はこの限りではない。出場を辞退した選手／馬はその競技会において他のいかなる競技にも出場できない。
4. 公式なスタートリストには、選手の名前と国籍、馬名、(可能な場合) 品種、性別、毛色と生年、(可能な場合) プリーダーの名前、馬匹オーナーの名前等の情報が含まれていなければならない。

第 122 条 服装と敬礼

1. 競技アリーナで競技場審判団の権限のもとで行われるすべての競技において、選手は礼儀として審判長に敬礼しなければならない。審判長が他の指示をした場合にはこの限りではない。国家元首が出席している場合には、審判長の同意のもと、組織委員会は国家元首に敬礼するよう選手に指示しなければならない。オフィシャル席に来賓がある場合も同様である。
2. 審判長、また審判員はすべての敬礼に対して答礼するべきである。
3. 選手は、観客の前に出るときはふさわしい服装であること。
4. 色の登録：
 - 4.1. 該当する競技種目規程に則って行われる競技において、ユニフォームに使用される特別な色や一部分の特別な配色については、該当する競技種目委員会の承認が必要となる。
 - 4.2. ユニフォームに使用される特別な色や一部分の配色については、NF のみが FEI に登録することができる。申請者のみが申請した配色を使えるようにするために、以下の条件で登録することができる：
 - (i) FEI への登録申請は通年行うことができる。受理された申請は、その年から 5 年間有効である。登録の優先順位は申請を受理した日時に従う。
 - (ii) 黒、赤、ネイビー、緑のジャケットで襟が同色の場合は登録できない。
 - (iii) 登録はされていないが、複数の NF ですでに広く使われている配色を、新たに登録することはできない。その配色が 1 年間使われていない場合はその限りではない。
 - (iv) 配色については各競技種目規程に従わなければならない。
 - (v) 登録された配色は 5 年間有効で、5 年目の 12 月 31 日までに書面でキャンセルの申し出がない限り自動的に更新される。

- (vi) これらのルールに則って登録された配色は、その登録をした NF が認可した者のみ着用することができる。

4.3. 配色に関する異議は事務総長に委ね、最終的な決定が下される。

第 123 条 IOC 統括のオリンピック大会と地域大会、および IPC 統括のパラリンピック大会

1. 一般規程、オリンピック規程、オリンピック憲章とその細則、関連統括団体の諸規程に定める条件を満たした選手だけが、IOC 統括のオリンピック大会および地域大会に参加申し込みすることができる（付則 B 参照）。一般規程とパラリンピック規程に定める条件を満たしている選手だけがパラリンピック大会に参加申し込みすることができる。
2. オリンピック大会、パラリンピック大会および／あるいは地域大会に参加、または来場が許可されている選手、役員、管理責任者、グルーム、獣医師、トレーナー、チーム団長、チーム監督、NF 代表者および／あるいはその他、選手のサポートスタッフあるいはアントラージュは、IOC、IPC および／あるいは該当する地域主催者の規則に従わなければならない。

第 124 条 ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレン、ベテラン

1. 該当する年齢に達している選手はヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレンの FEI 競技および FEI 選手権の中から、複数のカテゴリーに出場することができる。しかしそれぞれの競技種目で、1 暦年に出場できる FEI 選手権は 1 大会のみである。
2. 18 歳になる年の初めから、選手は FEI シニア競技と選手権に出場できるが、同一競技種目で 1 暦年に出場できるのはジュニア、ヤングライダー、シニアのいずれか 1 つの選手権のみである。年齢制限のこの他の例外については、該当する競技種目規程に定める。
3. 例外的なケースにおいては、競技種目委員会は理事会の承認を得て、特定の競技会や特定の地域で年齢制限の定義を変更することができる。
4. ベテランライダーに関するルールは、各競技種目規程に定める。

第3章 式典、褒賞、経費

第125条 式典

1. 開会式、表彰式、閉会式については開催地の習慣に従うが、以下に示す手順で行わなければならない。
2. FEIの代表、または代表が不在の場合は競技場審判団長が、FEI選手権とFEIワールドカップ™ファイナルのすべての開会式、表彰式、閉会式へ招待されなければならない。
3. 次の(a)該当する競技規程で別段の定めがなく、(b) 安全面を考慮し、審判長が判断した場合を除き、表彰式に出席する選手は全員、競技で騎乗した馬に騎乗して、あるいは競技で使用した馬車に乗らなければならない。(オリンピック大会のように)表彰台を使う場合、入賞者は下馬を求められることがある。競技場審判団長は安全のため、あるいは馬のウェルフェアのために、代わりの馬で参加することができる。
4. その他の賞が組織委員会やスポンサーによって授与される前に、FEIの代表者か外国人審判員がFEIメダルとトロフィーを授与しなければならない。
5. これらの式典の最中に、または競技会開催中に、競技会がFEIの後援で開催されていることをアナウンスする機会を設けなければならない。
6. FEI選手権の表彰式は、競技終了後ただちに行わなければならない。
7. 組織委員会は、これらの式典の前や最中に馬を長時間立たせておくような状況がないようにするべきである。

第126条 褒章

1. 賞金はすべて、馬匹オーナー、借受人、あるいは選手に授与される。特にオーナーのためのものでない限り、賞杯や記念品は選手に授与される。
2. すべての賞金は、厩舎とトレーニングの維持、遠征費の費用の一部を補填するものである。

第127条 賞の割り振り

1. すべての競技において、賞は本条に基づいて配分されなければならない。
2. 当該競技種目規程に別段の記載がない限り、第1位の個人選手あるいはチームに授与される賞の価額は、現金または容易に換金可能な商品いずれの場合でも、競技全体で提供される賞金や換金可能な商品総価額の3分の1を超えてはならない。
3. 各競技で授与される賞の数は少なくとも出場選手4名につき1つの割合とし、最低限5個とする。
4. 上記に記載の賞は、競技会すべての予選競技、あるいは競技会シリーズの予選競技に対して授与されなければならない。
5. 個々のプレリミナリー競技あるいは予選競技/競技会で、本条に従ってすでに賞を授与している場合は、予選競技シリーズの終了時点、ポイントが累計される競技会の終了時点、または予選競技会シリーズの終了時点で賞金あるいは賞品を最終順位に対して授与することができる。

第 128 条 賞金の配分

1. 実施要項に定められている各競技の賞金総額は、すべて配分しなければならない。
2. 賞金は遅くとも、競技会の最終競技終了後 10 日以内にチーム監督あるいは入賞馬の馬匹オーナー、借受人、選手へ配分されなければならない。ただし、彼らが組織委員会に対する金銭的およびその他すべての義務を果たしていることを条件とする。
3. 競技会期間中に競技に関する抗議があり、審議が続いている場合には、その間当該競技への賞金を配分してはならない。

第 129 条 FEI メダル

FEI 選手権では、該当する競技種目規程に従い、参加した選手とチームに対して成績順に FEI メダルが授与される。

第 130 条 チャレンジカップ

国際競技のチャレンジカップが、同一の競技者または同一の国によって完全獲得されるため決められた優勝回数が必要な場合、競技条件は最初の競技から 5 年間、あるいは当初の条件下で完全獲得が達成されるまで変更してはならない。

第 131 条 経費

1. チーム監督、チーム獣医師、選手、グルーム、馬、その他該当する人物の経費については、各競技種目規程に従うものとする。
2. 役員の内経費
 - 2.1. NF と組織委員会は、一般規程と競技規程に従い、すべての役員の旅費、宿泊費、食費を負担しなければならない。
 - 2.2. 組織委員会が経費を負担する FEI 任命役員については、組織委員会の合意を得て任命しなければならない。
3. 複数の競技種目が同時に開催される選手権においては、同じカテゴリーの FEI 役員は同額の日当を得なければならない。(具体的な金額は FEI が決定する。)

第 132 条 名誉バッジ

1. 競技会に来場している選手ではない馬匹オーナーは、組織委員会から観客席と待機馬場への通行証と、厩舎への特別通行証の発行を受ける権利がある。組織委員会は、1 頭の馬につき少なくとも 2 名の馬匹オーナーに通行証を発行しなければならない。
2. 理事会メンバーと名誉理事、常任委員会メンバー、レイセイパセイ (通行証) 所有者および FEI 名誉バッジの保有者には、FEI 管轄下で行われるすべての競技会への無料入場と観客席への入場権利 (組織委員会と FEI がふさわしいとみなす場合。ただし、選手用席へのアクセスは最小限とする) が与えられる。来訪にあたっては該当する組織委員会に少なくとも競技会の 1 週間前に通知するものとする ; しかし、厩舎への立ち入りについては獣医規程を参照

のこと。事務総長はこの特典を受ける資格のある全員に対して、要請に応じ、証明書を発行するものとする。

3. 上記の資格証明書を有する者は、遅くとも来訪を希望する競技の1ヵ月前までのできるだけ早い時点で、組織委員会に入場券および通行証の発行を申請しなければならない。証明書は申込書とともに提出することが求められ、入場券あるいは通行証と一緒に返送されなければならない。

第4章 コマーシャルとスポンサーシップ

第133条 コマーシャル権

1. FEI 名称と FEI ロゴの所有権；すべての FEI 冠競技会の名称、ロゴ、競技フォーマットは FEI に帰属する。
 - 1.1. FEI は、すべての公式国際ランキングリストを所有しており、選手及び馬のランキングから得られるデータ又は情報に関して、現在又は将来にわたって世界中に存在しうる全ての知的財産権の実質的な所有者である。
 - 1.2. FEI は、現在又は将来にわたって世界中に存在しうる全ての知的財産権の絶対的、法的および実質的な所有者である。いかなる者も、FEI の書面による事前承認なしに、競技会および競技に関連するデータまたは情報を収集または悪用することはできない。該当する法律の運用により、当該データまたは情報に対する権利を所有または管理しているとみなされる範囲において、その人物や団体は当該データまたは情報に関するすべての既存の権利および、(将来的な権利を現在譲渡することによる) すべての将来的な権利 (知的財産権およびその他の所有権を含む) を FEI に譲渡する。NF は自国内で開催された競技会のデータ、また競技を行われた場所に関わらず出場した自国選手のデータを無償で使用することが許されている。それに加えて、組織委員会は、主催した競技会のデータを無償で使用する権利がある。
 - 1.3. 新しいタイプのメディア、インターネット、TV を含むあらゆる形態のメディアを通して、また下記の2と3に定める条件に準拠したスポンサーシップ、賭け、マーケティングの目的のために、FEI は独占的に上記の知的財産権を利用する権利がある。
2. FEI 冠競技会については、FEI と関連する NF、組織委員会との間で、すべてのコマーシャル権の利用と、それに伴って発生する可能性のある収益の配分について、それぞれの権利と義務を定める合意が必要である。
 - 2.1. 前述の合意は、当該 NF と組織委員会に事前の取り決めがあったことを示し、紛争が生じた場合にはこの合意に基づいて解決する。
 - 2.2. 下記3を前提として、通常、合意の基準となるのは、当該 NF と組織委員会に対し FEI が認める有償の商業的財産権についてのライセンスであり、このライセンスは FEI がそれぞれのカテゴリーの FEI 選手権あるいは競技会ごとに、発生する可能性のある利益配分について定める。
 - 2.3. FEI 冠シリーズおよび競技が、他の競技会の一部として行われる場合は、別段の合意がない限り、当該 NF と組織委員会の事前の合意を尊重し、FEI と当該 NF、組織委員会の3者間で合意が必要である。
3. 理事会が競技会開催地を決定および／あるいは FEI 冠シリーズおよび競技を承認する前に、合意条件が決定していなければならない。すべての商業的財産権、賭け、テレビ放映権の利用については、競技会、FEI 冠シリーズあるいは競技の実行に支障のないよう、また技術面や競技面での諸条件、馬術競技の振興を考慮しつつ、取り決めなければならない。
4. FEI 冠競技会にタイトルスポンサーがついている場合は、スポンサー名を該当する名称と併せて入れることができる。

5. FEI 選手権、FEI ワールドカップ™ ファイナル、FEI ネーションズカップシリーズでは、すべてのポスター、実施要項およびプログラムの表紙に FEI 公式ロゴを使用しなければならない。
6. CIO では、すべてのポスター、実施要項およびプログラムの表紙に FEI 公式ロゴを使用しなければならない。

第 134 条 スポンサーがついているチーム

スポンサーがついているチームが FEI 競技会に参加するには、該当する競技種目規程にしたがって FEI に登録しなければならない。

第 135 条 選手および馬につける広告と宣伝

1. 競技会に参加する選手は、撮影されること、放映されること、写真に撮られること、個人が識別されること、インタビューされること、競技会のマスコミ報道向けに競技会開催中に行われるその他の記録行為（世界中すべてのメディアに対して恒久的に）と、馬術スポーツの振興に同意しているものとする。したがって選手は、完全な権原保証をもって、記録に関するあらゆる性質の権利を FEI に譲渡します。選手は氏名と、競技中に撮られたあらゆる画像、写真および動画が、競技会の宣伝と馬術スポーツ振興の目的で、FEI および／あるいは組織委員会に使用されることに同意しているものとする。
2. IOC 統括の地域大会とオリンピック大会を除くすべての競技会において、選手はメーカーや個人スポンサー、チームスポンサー、NF スポンサー、選手の所属国および／あるいは選手自身を識別表示した衣服の着用、装具（騎乗装備や軽乗のバックパッドなどを含む）や、車両の使用が認められる。ただし、以下の条件に従わなければならない：
 - 2.1. スポンサーではないメーカーの識別表示
 - 2.1.1. 競技場内、あるいは表彰式中に、スポンサーではない衣類や装具および／あるいは車両（馬車を含む）のメーカーを特定できる名称やロゴが見えていても構わないが、衣類、装具および／あるいは車両につき表面に 1 ヶ所のみとし、以下の表面積を超えないものとする：
 - (i) 馬車競技のハーネスを除き、衣類と装具については 3 cm²以内；
 - (ii) 馬車競技会の馬場競技とオブスタクルコーン区間では、車両の両側それぞれ 50 cm²以内；
 - (iii) メーカーの識別表示ストラップのサイズは長さ 10cm 以内で、馬車競技のハーネスにそれぞれ 1 ヶ所とする。
 - 2.2. スポンサーの識別表示
 - 2.2.1. 競技場内、および表彰式で選手スポンサー、チームスポンサーおよび／あるいは NF スポンサーの名称および／あるいはロゴは、次の表面積を超えないように表示することができる：
 - (i) 馬車競技会の馬場競技とオブスタクルコーン区間での馬車の両側面にそれぞれ、また軽乗のバックパッドに 400 cm²以内；

- (ii) 鞍下ゼッケンの両側にそれぞれ 200 cm²以内；
- (iii) 馬車競技会の馬場競技とオブスタクルコーン区間で、ジャケットおよび／あるいは上着の胸ポケットの高さに1カ所のみ 80 cm²以内；
- (iv) 障害馬術競技、馬場馬術競技、総合馬術競技の馬場馬術と障害馬術で、ジャケット、あるいは上着の胸ポケットの高さで両側にそれぞれ 80 cm²以内；
- (v) 軽乗用衣装に、1カ所のみ 100 cm²以内；
- (vi) 障害馬術競技および総合馬術競技のクロスカントリーと障害馬術では、キュロットの左足に縦方向で1カ所のみ、80 cm²以内（最大長さ 20 cm、幅 4 cm以内）。いかなる場合でも、キュロットの表面に表示できるのは選手の名前、選手の国籍、選手スポンサー、チームスポンサーあるいは所属 NF スポンサーの名称および／あるいはロゴのみである；
- (vii) シャツやストックタイの襟部分の両側、あるいは女性用ブラウスの中央部分に 16 cm²以内；
- (viii) 総合馬術のクロスカントリー競技、エンデュランス競技で、ジャケットあるいは上着の片袖に 200 cm²以内、あるいは両袖にそれぞれ 100 cm²以内；
- (ix) 障害馬術競技、総合馬術の障害馬術競技とクロスカントリー競技、エンデュランス競技で、ヘルメットの中央部分に縦方向に 125 cm²以内（最大長さ 25 cm、幅 5 cm以内）；注：名称やロゴを横向きに表示することも可、しかし規程の寸法内に限る。
- (x) 障害馬術競技、馬場馬術競技、馬車競技、軽乗競技、総合馬術競技で、イヤーマットにつけるロゴ 75 cm²以内。

2.2.1.1. 競技規程にその他の定めのない限り、FEI 選手権および／あるいは CIO においては競技中、常に（チームも個人も）NF の公式ユニフォームを着用する。

2.2.1.2. NF に公式ユニフォームがない場合は、該当する競技種目規程と本条項の要件に従って、自身の衣服を着用することができる。

2.2.2. 馬車競技のマラソン区間については、この条項の対象外である。馬車競技の競技規程に従うものとする。

2.2.3. すべての FEI 競技会において組織委員会は、競技場エリアにいる組織委員会スタッフの衣服、および総合馬術のクロスカントリー競技、エンデュランス競技で選手が着用するビブスの前後、競技エリアと表彰式で着用する馬着に、競技および／あるいは競技会スポンサーの名称および／あるいはロゴを表示することができる。選手のビブスにつける名称および／あるいはロゴのサイズは 100 cm²以内とする。

2.3. 選手の所属国識別

2.3.1. 競技エリアや表彰式において、選手の国名やロゴ、国のシンボルおよび／あるいは国旗および／あるいは所属 NF のロゴを、以下の表面積を超えない範囲で表示できる：

- (i) 馬車競技会の馬場競技とオブスタクルコーン区間での馬車の両側面にそれぞれ、また軽乗のバックパッドに 400 cm²以内；
- (ii) 馬車競技会の馬場競技とオブスタクルコーン区間で、ジャケットおよび／あるいは

上着の胸ポケットの高さに1カ所のみ80 cm²以内；

- (iii) 障害馬術競技、馬場馬術競技、総合馬術競技の馬場馬術と障害馬術で、ジャケットあるいは上着の胸ポケットの高さの両側、および襟の両側に適切なサイズで表示。
- (iv) 鞍下ゼッケンの両側に200 cm²以内；
- (v) 軽乗の衣装に1カ所のみ100 cm²以内；
- (vi) すべての競技種目の競技会において、ジャケットあるいは上着の片袖に200 cm²以内、あるいは両袖にそれぞれ100 cm²以内；
- (vii) 障害馬術競技で、保護用ヘッドギアの中央部に縦方向；
- (viii) 馬場馬術競技で、保護用ヘッドギアの中央部に縦方向；
- (ix) 総合馬術競技とエンデュランス競技で保護用ヘッドギアの中央部に縦方向。いずれの場合も、保護用ヘッドギアの表面全体にナショナルカラーを使用することができる；
- (x) 障害馬術競技、総合馬術競技のクロスカントリーと障害馬術、エンデュランス競技において、キュロットの左足に縦方向で1カ所のみ、80 cm²以内（最大長さ20 cm、幅4 cm以内）；
- (xi) 障害馬術競技、馬場馬術競技、馬車競技、軽乗競技、総合馬術競技で、イヤネットにつけるロゴ75 cm²以内。
いずれの場合も、選手の所属国は、同じ表面上で選手スポンサー、チームスポンサー、NFスポンサーの名称および／あるいはロゴと併せて表示できる。ただし、表示方法と見た目が前述の2.2.1.と2.3.1.で定める条件を満たしていなければならない。
- (xii) 加えて、それぞれの競技種目規程で、選手の国名とロゴ、国のシンボルおよび／あるいは国旗、および／あるいは所属NFのロゴと名称が衣服や装備および／あるいは車両の(上記以外の)別の部分に表示できることを定めている場合がある。

2.4. 選手名

2.4.1. 競技エリアや表彰式において、次の面積を超えない範囲で選手名を表示できる。

- (i) エンデュランス競技、障害馬術競技、総合馬術競技のクロスカントリーと障害馬術において、キュロットの左足に縦方向で1カ所のみ、80 cm²以内(最大長さ20 cm、幅4 cm以内)。
3. 本条に別段の記載がない限り、競技エリア内や競技中に、いかなる選手、役員、馬、車両、軽乗用バックパッド、騎乗用具に広告や宣伝を表示することは認められていない。しかしながら、選手がコースを下見する際には選手スポンサー、チームスポンサーおよび／あるいはNFスポンサーのロゴおよび／あるいは国名を表示することができる。ただし、上着の前面と背面に400 cm²以内、ヘッドギアの場合は50 cm²以内とする。
 4. FEIは競技会において、公式国際ランキングリストの1位の選手に腕章をつけることを求める権限がある。
 5. 該当する選手が競技役員および／あるいはFEIにこの腕章をつけるように指示された場所

および時に着用していなかった場合、例外的な場合を除いてイエロー警告カードを受けることになる。

6. 競技規程に別段の記載がない限り、適用される放送法、インターネット法またはそれに類似する法律あるいは協定により許可されていれば、障害物やアリーナの側面に広告を表示することができる。
7. 書面による FEI の別段の合意がない限り、本条でいう競技エリアには、選手が審査されるエリア、あるいは馬がホースインペクションを受けるエリアが含まれる。そこには待機馬場や練習馬場、総合馬術の「スタート&フィニッシュボックス」、またエンデュランス競技の VET ゲート、馬車競技での強制休止区間は含まれない。
8. チーフスチュワードには、上記の条項を選手が守っているか、アリーナに入場する前に確認する責任がある。守っていない選手は、競技中、アリーナに入場することが許可されない。NF が承認した公式ユニフォームが本条の要件を満たしていなかった場合、FEI はこれを許可しない。

第5章 馬

第136条 馬の年齢

FEI 競技会に出場する馬の年齢制限は、該当する競技規程に定める。

第137条 馬のパスポートとマイクロチップ

1. 馬の繁養国以外で CIM（付則 E 参照）の競技に参加申し込みする馬、その他の CI、FEI 選手権大会、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会に参加申し込みする馬は、常に公式かつ有効な FEI パスポートあるいは FEI に承認されたナショナルパスポートを FEI リコグニションカードとともに携行しなければならない。馬が EU のメンバー国で恒久的に繁養されている場合は、EU 委員会の基準に準拠したナショナル EU 認定パスポートを携行していなければならない。これは FEI リコグニションカードに準ずる。後者の代わりに、間断なく継続的に更新されている FEI パスポートを所持している場合は例外となる。

2. しかしながら上記 1 の例外として、繁養国で開催される CIM（付則 E 参照）に参加する馬は、FEI パスポートと FEI リコグニションカードを携行することを求められない。そこに参加する馬は FEI に適切に登録され、個体識別が可能でなければならない。EU のメンバー国で恒久的に繁養されている馬は、少なくとも EU 委員会の基準に準拠した適切なナショナル EU 認定パスポートを所持していなければならない。

2017 年 1 月 1 日から、FEI に新規登録する馬に以下の要件が適用された：(i)少なくとも FEI に承認されたナショナルパスポート、あるいは FEI パスポートで個体識別が可能なこと；(ii)馬が最終的に競技会に参加申し込みする前に所属 NF は、FEI に承認されたナショナルパスポートの指定ページおよび／あるいは FEI ドキュメントをスキャンして FEI データベースにアップロードしなければならない。

3. すべての FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートには、馬匹オーナーのフルネーム、住所、署名が NF の登録と一致するように記載されていなければならない。馬の特徴記述や図示は正確で許容できるものでなければならない。FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートにはすべてのワクチン接種記録と薬物検査記録が記載されていなければならない。FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポート上の馬名が変更された場合や、その他の変更があった場合には、所属 NF が FEI に通知しなければならない。

4. NF は、必要としているすべての馬に FEI パスポートと FEI リコグニションカードを発行する責任があり、FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートが NF の捺印と役員の署名をもって認可される前に、獣医規程に従って正しく記入されているか確認しなければならない。いずれの場合も NF は、馬の特徴記述が適切な基準に基づいて正確に記入されていることを確認しなければならない。NF は FEI 登録の際に馬の個体識別のページを FEI に提出しなければならない。競技会における馬管理責任者は FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートの記載内容が正確であること、パスポートコントロールでパスポートを呈示することに責任がある。例外として、貸与馬競技会（第 111 条）の場合は、主催 NF にその責任がある。

4.1. 2010 年 1 月 1 日時点で、FEI は EU 委員会に定める EU 識別要件の法的対象となってい

る馬に対してはパスポートを発行しない。EU 所属の馬の書類手続きについては、獣医規程第 1010 条とその付則 XVII を適用する。間断なく連続して更新されている FEI パスポートの更新は例外とする。

5. 各馬は本条項 1 に定める通り、FEI パスポート 1 冊、あるいは FEI リコグニションカード付きのナショナルパスポート 1 冊と、恒久的な FEI 番号を 1 つだけ付与される。NF は、FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートの紛失が確認された場合、および／あるいは FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートのいずれかの欄がいつぱいになった場合、「再発行」と明記され元の FEI パスポートと同じ番号の FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートを発行しなければならない。FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートが再発行された場合は FEI に報告すること。(獣医規程参照)
6. 競技会組織委員会は獣医規程に従い、到着時検査のパスポートコントロールで各馬を確実に個体識別できるよう準備しなければならない。FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートに誤解を招くような記載や誤った情報があった場合、あるいは馬がパスポートと同一馬であると識別できなかった場合は、競技場審判団長に報告しなければならない。競技場審判団長はその馬の FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポート番号と FEI リコグニションカード番号、そして馬名を添えて FEI に報告しなければならない。
7. CI、FEI 選手権、地域大会およびオリンピック大会において、馬が FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートと FEI リコグニションカードを携行せずに到着した場合、または FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートの記載が不正確であった場合、競技場審判団の許可がない限り、競技への出場は認められない。例外的な状況においてのみ、FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートと FEI リコグニションカードを携行していない馬の競技出場が認められる場合がある。
8. FEI に初めて登録する馬は全頭、ISO11784 と ISO11785 に準拠するマイクロチップで個体識別が可能でなければならない。

第 138 条 馬名

1. 原則としてパスポートに記載される馬の最初の登録名は、その馬が NF によって最初に登録された元の名前でなければならない。この名前は恒久的にパスポートに残さなければならない。
2. 最初の登録名は企業名や商品名であってはならない。最初の登録名が企業名や商品名であるとみなされた場合は、別の名前を新たに登録名として記載し、恒久的にパスポートに残さなければならない。
3. 上記 1、2 に従って名付けた馬名の前か後ろに商業的な名称を付加することができ、この名前はパスポートに記載されなければならない。しかしながら、IOC 後援の地域大会、オリンピック大会においては、名前の前後に付加された、これらの商業的な名称はプログラムに掲載されること、あるいは何らかの方法で使用されることは認められない。
4. 新しい馬名をパスポートに記入した場合、および／また名前の前後に付加された商業的な名称が変更された場合、その後 12 ヶ月間、変更後の新しい馬名の後に、変更前の旧馬名も表示しなければならない。

第 139 条 馬のオーナーと借受人

1. NF は公式パスポートを所持する馬のオーナーおよび借受人の記録をつけなければならない。馬匹オーナーの変更および借受契約の記録は FEI パスポートおよび／あるいはナショナルパスポートに記載され、NF の捺印と役員の署名をもって認証される。
2. 馬の国籍は、馬のオーナーあるいは契約中の借受人の国籍と同一であるか、その馬を所有あるいは借受けている企業の国籍が登録される。しかしながら、企業は個人と共同で馬を所有することができる。
3. 1 頭、または複数頭の馬を異なる国籍の複数の馬匹オーナーが所有している場合、競技への最初の参加申し込みをする前に、馬匹オーナーは FEI に、馬がどの国籍で競技に出場するか申告しなければならず、その国籍は FEI および／あるいはナショナルパスポートに登録／記載されなければならない。馬はその国籍を、オーナー間のパートナーシップが解消されるか、売却されるまで保持する。その後の国籍の変更については、すべて FEI に報告しなければならない。
4. オリンピック大会に出場する馬は、大会開催年の 1 月 15 日までに、選手と同一国籍の馬匹オーナーの所有でなければならない。(オリンピック規程参照)
5. オリンピック大会を除くすべての競技会で、選手は自身と異なる国籍の馬匹オーナーの馬で競技に参加することができる。(第 118 条参照)

第6章 選手と馬の保護

第140条 選手と参加するサポートスタッフの保護

1. 競技場内のあらゆる場所で騎乗している間、およびマラソン区間の馬車ドライバーとグループは、適切に固定された保護用ヘッドギアの使用が義務付けられている。賞を受ける際、国歌斉唱の際、その他のセレモニーの際に、選手が保護用ヘッドギアを外すことを認める例外的な規定を競技種目規程に定めることができる。例外的な状況が発生した場合を除き、必要な場合に保護用ヘッドギアを着用しなかった場合、選手又はサポートスタッフスタッフ（該当する場合）にイエロー警告カードが発行される。選手、サポートスタッフ（該当する場合）または装具（保護用ヘッドギア、ヘッドカバー又は馬車等）へのカメラの装着は、FEI が特に同意した場合を除き、認められない。競技中にカメラを装着する選手の決定は、常に自らの意思と責任で行われるものとする。
2. 選手や参加しているサポートスタッフに深刻な、または深刻な結果となり得る怪我、機能障害、あるいは体調不良が見られた場合、競技場審判団は責任のある医療スタッフ（該当者がいない場合は関連する医師と／あるいは競技会のメディカルサービス）と協議のうえ、いつでも該当する選手あるいはサポートスタッフをその後の競技参加、あるいは競技会全体から除外することができる。

第141条 馬の保護

馬が競技会中に病気を発症、あるいは怪我をした場合、競技場審判団は獣医師代表、または獣医師代表団と協議のうえ、その馬が該当する競技、あるいはその後の競技に参加できるか判断する。

第142条 馬に対する虐待行為

1. いかなる者も、競技中あるいはいかなる場合も、馬への虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは、以下に挙げる作為または不作為を含む、馬の苦痛や不必要な不快感の原因となる、あるいは原因となり得る行為、また不作為のことである：
 - (i) 馬を過度に鞭で打つこと、叩くこと；
 - (ii) 馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること；
 - (iii) 過度に、また執拗に拍車をを使用すること；
 - (iv) 馬の口に、ハミやその他の器具を強く当てること；
 - (v) 疲労、跛行、または怪我をしている馬で競技に出場すること；
 - (vi) 馬の「肢叩き」をすること。
 - (vii) 馬体の一部を異常に敏感にする、あるいは鈍感にする処置をすること；
 - (viii) 十分な飼料や水を与えず放置すること、また馬の運動を怠ること；
 - (ix) 障害物が落下した時に馬に過剰な苦痛を与える装置や機器を使用すること。
2. 虐待を目撃した場合は誰でも、速やかに抗議（第161条）の方法で報告しなければならない。虐待行為が競技会中、あるいは直接競技に関連のある場で目撃された場合は、役員に抗議（第161条）の方法で報告しなければならない。虐待がそのほかの時点で目撃された場合は抗議（第161条）の方法で事務総長に報告する。事務総長は抗議内容を調査のうえ、

FEI 裁定委員会に付託すべき事案であるかを判断する。

第 143 条 薬物規制とアンチドーピング

1. 薬物規制とアンチドーピングの条項は、世界アンチドーピング規程と併せて、人間のアスリートを対象とするアンチドーピング規程（ADRHA）、馬アンチドーピングおよび治療規制規程（EADCM 規程）に記載されている。
2. 馬が禁止物質を含む薬物治療、あるいは薬物投与を受けながら競技に出場できるかの判断は競技場審判団長が下すものとする。その際、競技場審判団長は獣医規程の定める手順に従い、獣医師代表、または獣医師代表団の勧告を受ける。

第7章 競技会役員

第144条 序章

1. FEI は、競技種目または獣医の教育システムの要件を満たし、所属 NF の推薦を受け、かつ FEI に承認された、資格のある役員リストを保持する。
役員リストは、審判員、スチュワード、コースデザイナー、技術代表、獣医師、クラシフィアラーが含まれるが、これらに限定されるものではない。
2. 役員の教育と制度は、競技種目または獣医の教育システムに定められている。役員の資格と義務は、各種目の教育システム、職務記述書、獣医規程、競技規程に明記されています。
3. NF は、自国の教育システムとの同等性を FEI に申請することができる。国内の最上位レベルを FEI の入門レベルの教育と同等とすることができる。
4. 役員は、競技会が開催されている国の国籍と異なる場合、外国人とみなされる。
5. この第7章では、FEI 役員の役割、機能、任命プロセスに関する一般的な規則を定めている。より詳細な種目に特化したルールは、各競技種目規程に記載されている。矛盾が生じた場合には、競技種目規程が優先される。

第145条 審判員

1. 競技場審判団長に指名された審判員は FEI 諸規程に従い、承認された実施要項の条件に従って、国際競技会または大会の技術的な運営を保証し、FEI に報告する責任を負う。審判員は、審判団のメンバーとして、競技場審判団長に報告し、国際競技会または大会の技術的運営に対する責任を共有する。
2. NF は、各種目の教育システムに定められた要件を満たし、業務を遂行することができる承認された者の氏名、資格、国籍を FEI に送付する。
3. 競技規程に別段の定めがない限り、審判員のレベルは4段階とする。各レベルに必要な資格要件は、各種目の教育システムに定められる。
4. 各レベルの審判員は、一般規程または各競技種目規程の定めより高いレベルの任務に就くことはできない。

第146条 審判員の指名

1. 指名については、該当する競技種目規程および一般規程によって規定されている。
2. 該当する競技種目規程に別段の定めがない限り、FEI は FEI ワールドカップ™ファイナル、FEI ネーションズカップ™ファイナル、FEI 世界および大陸選手権、地域および大陸大会、ユースオリンピック、パラリンピック大会、オリンピック大会の競技場審判団長と審判団メンバーを指名する。
3. 各競技種目規程では、カテゴリー毎に国際競技会の競技場審判団長の要件が定められている。
4. 関連する競技種目規程に別段の定めがない限り、レベル1およびレベル2の審判員は審判団メンバーとして指名されることができる。
5. 関連する競技種目規程に別段の定めがない限り、レベル3およびレベル4の審判員は審判団長に指名されることができる。

第 147 条 スチュワード

1. チーフスチュワードは、スチュワードチームの責任者であり、競技場審判団長に報告する責任を負う。FEI 規則および規程に従い、国際競技または競技会において競技の公平性と馬の福祉を確保するために指名される。FEI スチュワードは、関係者による違反や不正を防ぐのを助け、また違反や不正が発生した場合には介入する。
2. NF は、各種目の教育システムに定められた要件を満たし、業務を遂行することができる承認された者の氏名、資格、国籍を FEI に送付する。
3. 競技規程に別段の定めがない限り、スチュワードは 4 つのレベルに分けられる。各レベルに必要な資格は、各種目の教育システムに定められている。
4. 各レベルのスチュワードは、一般規程または関連する競技規程の定めより高いレベルの任務に就くことはできない。
5. チーフスチュワードは、競技会終了時に、FEI に報告書を送付することが求められる（第 166.1 条参照）。

第 148 条 スチュワードの指名

1. 指名については、関連する競技規程に規定される。
2. 該当する競技種目規程に別段の定めがない限り、FEI は FEI ワールドカップ™ファイナル、FEI ネーションズカップ™ファイナル、FEI 世界および大陸選手権、地域および大陸大会、ユースオリンピック、パラリンピック大会、オリンピック大会のチーフスチュワードを指名する。
3. 各競技種目規程では、カテゴリー毎に国際競技会のチーフスチュワードおよびスチュワードの要件が定められている。
4. 関連する競技種目規程に別段の定めがない限り、レベル 1 およびレベル 2 のスチュワードはスチュワードチームメンバーとして指名されることができる。
5. 関連する競技種目規程に別段の定めがない限り、レベル 3 およびレベル 4 のスチュワードはチーフスチュワードに指名されることができる。

第 149 条 コースデザイナー

1. コースデザイナーは、技術代表（指名されている場合）または競技場審判団長に報告し、FEI 諸規程に従って、公正なスポーツおよび馬と選手のウェルフェアの条件の下で、魅力的で結果を重視した競技をデザインする責任を負う。アシスタントコースデザイナーは指名された場合、国際大会においてコースのデザインと設営に特化した業務を行うことにより、コースデザイナーを補佐する。
2. NF は、各種目の教育システムに定められた要件を満たし、業務を遂行することができる承認された者の氏名、資格、国籍を FEI に送付する。
3. 関連する競技種目規程に別段の定めがない限り、コースデザイナーのレベルは 4 段階とする。各レベルに必要な資格は、各種目の教育システムに定められている。
4. 各レベルのコースデザイナーは、一般規程または関連する競技規程の定めより高いレベルの任務に就くことはできない。

第 150 条 コースデザイナーの指名

1. 指名については、関連する競技種目規程に規定されている。
2. 該当する競技種目規程および／あるいはオリンピック大会規程に別段の定めがない限り、FEI は FEI ワールドカップ™ファイナル、FEI ネーションズカップ™ファイナル、FEI 世界および大陸選手権、地域および大陸大会、ユースオリンピック、オリンピック大会のコースデザイナーを任命する。
3. 各競技種目規程では、カテゴリー毎に国際競技会のコースデザイナーの要件が定められている。

第 151 条 技術代表および外国人審判員

1. 技術代表は、FEI に報告し、FEI 規程に従い、競技場、コース（該当する場合）、結果管理および施設の管理と国際競技会または大会の組織と運営に責任を負う。競技会が競技場審判団長の指揮下に入った後、技術代表は技術的側面を監督し、競技場審判団長に報告する。
2. 技術代表アシスタントが指名されている場合は、国際大会で特化した業務を行うことにより技術代表を補佐する。
3. NF は、各種目の教育システムに定められた要件を満たし、業務を遂行することができる承認された者の氏名、資格、国籍を FEI に送付する。
4. 競技種目規程に別段の定めがない限り、技術代表は最大 4 つのレベルに分けられる。各レベルに必要な要件は、各種目の教育システムに定められている。
5. 各レベルの技術代表は、一般規程または関連する競技規程の定めより高いレベルの任務に就くことはできない。
6. 技術代表は、競技会の終了時に FEI に報告書を送付することが求められる（第 166.1 条参照）。
7. 技術代表が任命されていない場合、競技会の外国人審判員は、競技の審判業務とは別に、競技場、コース（該当する場合）および結果の管理に責任を持ち、施設、要件、競技会の組織と運営が FEI 規程に従っていることを確認する。
8. 外国人審判員は、規約、一般規程、競技種目規程を理解し、それらが確実に実施されるようにする権限を有する。
9. 外国人審判員は、競技会の終了時に、FEI に報告書を送付することが求められる（第 166.1 項参照）。

第 152 条 技術代表および外国人審判員の指名

1. 指名については、関連する競技種目規程に規定されている。
2. 該当する競技種目規程に別段の定めがない限り、FEI は FEI ワールドカップ™ファイナル、FEI ネーションズカップ™ファイナル、FEI 世界および大陸選手権、地域および大陸大会、ユースオリンピック、パラリンピック大会、オリンピック大会の技術代表を指名する。
3. 各競技種目規程では、カテゴリー毎に国際競技会の技術代表の要件が定められている。
4. 外国人審判員は、競技種目規程に基づき、特定の国際競技および競技会に指名される必要がある。

第 153 条 獣医師

1. 獣医師は、獣医規程に応じて異なる役割と責任を負うことができる。
2. NF は、FEI 獣医師の教育システムに定められた要件を満たし、業務を遂行できると承認された者の氏名、資格、国籍を FEI に送付する。
3. 公式獣医師のレベルは 4 段階とする。各レベルに必要な資格は、FEI 獣医師のための教育システムに定められている。
4. 各レベルの公式獣医師は、獣医規程の定めより高いレベルの任務に就くことはできない。
5. 公式獣医師は、獣医規程に記載されているとおり、競技および大会全体の運営について、FEI に報告書を送ることが求められる。

第 154 条 獣医師の指名

1. 指名については、獣医規程に規定されている。
2. FEI は FEI ワールドカップ™ファイナル、FEI ネーションズカップ™ファイナル、FEI 世界および大陸選手権、地域および大陸大会、ユースオリンピック、パラリンピック大会およびオリンピック大会の外国人獣医師代表を指名する。

第 155 条 役員の資格と責任

1. 国際競技会に執務または関連するすべての役員は、FEI を代表して業務を行なっている。したがって役員は、金銭的な責任を負わず、また任務に関連して善意で行ったあらゆる行動、不作為や判断にも責任を負わない。
2. 役員は、市民権を有する、あるいは居住している国の NF の管理下にある。役員が居住している国の管理下に入る場合、市民権のある国の NF の承認が必要となる。役員が選手としても登録されている場合は、役員としても、選手登録している NF の管理下に属する。
3. 役員は 1 つの NF の管理下になければならない。複数の国の市民権がある役員は、関連する NF と FEI の承認を得て、どの NF の管理下に入るか選択しなければならない。
 - 3.1. 役員の管理 NF を変更する場合は、事前に FEI および関連する NF の承認が必要である。
 - 3.2. 特別な状況においては、役員自身および関連する NF が合意のうえ、役員を管理する NF を FEI が決定する場合がある。
4. すべての FEI 役員は連絡先の詳細を FEI に提供し、連絡先が、関連する第三者、FEI 関係者、FEI 大会の組織委員会や NF などの団体と共有されることを認識し、了承しているものとする。
5. 賭けについては、役員は、フェアプレイの原則を侵害すること、スポーツにあるまじき行為を見せること、またスポーツ倫理に反するやり方で競技結果に影響を与えようとするものは、どんな場合でもあってはならない。これに違反した場合、一般規程第 7 章、8 章、定款 10 章が適用される。
6. 役員が、執務予定の国際競技会あるいは国内競技会開催初日から遡って 6 ヶ月の間に無認可競技会に執務した場合（その場合、国際競技会、あるいは国内競技会に招待されない、任命されない場合もあるが）、国際競技会、あるいは国内競技会に執務する権利がなくなる。

7. 第 155 条 6 の「無認可競技会」とは、FEI カレンダーに記載されておらず、NF に認可されておらず、同時に／あるいは FEI によって資格停止処分となっている NF によって認可、あるいは開催される競技会および／あるいは競技のことである。無認可競技会に関する条項の根拠については、付則 J を参照のこと。
8. FEI は以下の場合に第 155 条 6 を適用する。FEI が(i)役員本人および所属 NF に、当該競技または競技会が無認可とみなされていると通告していた場合、(ii)このような無認可競技会のリストを FEI ホームページに公開していた場合。公開に際して、役員または所属 NF がこのような注意、発表があると気づくことができるよう、該当する競技、または競技会の遅くとも 7 日前までに情報を掲載する。
9. 上記の措置にも関わらず、役員が無認可競技会に参加したと FEI が主張する場合、FEI は該当する役員に無認可競技に参加したと判断したことを通知し、この役員に口頭あるいは書面で釈明する機会を与える。
10. 第 155 条 6 を適用する事務総長のいかなる決定も、FEI 一般規程第 162 条 5 と FEI 裁定委員会の内部規程に基づき、FEI 裁定委員会に上訴することができる。
11. 第 155 条 6 に基づいて制裁を与える代わりに、FEI は以下の措置をとる場合がある：
 - (i) 以下のいずれかが該当する場合、「過失なし」とみなす：
 - (a) 役員が明らかに FEI あるいは NF によって認可された競技会に参加したにも関わらず、主催者の事務的な不手際で無認可競技会となってしまった場合；あるいは
 - (b) 例外的な事情がある場合；あるいは
 - (ii) 役員が無認可競技会であると認識していたが（そして主催者側の事務的な不手際の形跡がなかった場合）、該当する競技会が無認可であること以外は付則 J に記載された FEI の目的に沿っていることを証明した場合には、「警告」の処分とする。
12. 役員は、業務に就いている間および／あるいは FEI を代表している時、すべての FEI 諸規程、特に FEI 役員行動規範、FEI 倫理規範と利益相反ポリシー、FEI 馬スポーツ憲章を遵守する義務がある。

第8章 法務制度

第156条 はじめに

概要

156.1 法務制度では、次の項目について定める：

- (a) 定款、一般規程、競技規程に基づいて任命された役員や団体の法的権限と責任；
- (b) 制裁の範囲；
- (c) FEI の管轄下にある個人や団体の行動、あるいは行為に対する抗議を行う手順；
- (d) 定款、一般規程、競技規程のもとで活動する個人や団体によって為された判断や科された制裁に対する、上層団体への上訴の手続き。

範囲

156.2 すべての選手、馬匹オーナー、サポートスタッフ、競技場への入場が認められている個人およびその他 FEI の活動に参加し、あるいは FEI の活動から利益を得ている個人はこの法務制度と、その紛争解決のメカニズムを（スポーツ仲裁裁判所への最終的な上訴、また仲裁を含む）、FEI の活動への参加および／あるいは FEI の活動から何らかの利益を得るための前提条件として受け入れなければならない。

156.3 役員による写真、音声／ビデオ記録

FEI の各種規則および規程のもとで自身の義務を遂行する目的で、会場に臨場している役員は、馬匹、馬管理責任者、選手、馬匹オーナー、サポートスタッフおよび／あるいはその他関連する人物、および／あるいは馬具や道具などの関連する物の写真および／あるいはビデオ／音声を記録することができる。これらの写真または記録物は、役員の職務遂行に関連する場合に限り共有することができる。

第157条 時効

157.1 FEI による起訴には以下の時効がある：

- (a) 競技場あるいはその付近での違反行為については1年間；
- (b) その他すべての違反については5年間；
- (c) ドーピング違反については10年間；
- (d) 馬の虐待、八百長、賄賂、汚職と、FEI ハラスメントと虐待に対する保護ポリシーに抵触する違反については時効が適用されない。

ADRHA と EADCM 規程に対する違反の時効については、それぞれの規程に定める。

第158条 競技場審判団 法務制度のもとでの義務

158.1 競技場審判団は競技会期間中に発生した、または競技会に直接関連する事案に関するもので、競技会期間内に提出されたものであれば、第161条に記載されているすべての抗議を取り扱う。

158.2 競技種目規程に別段の定めのない限り、競技場審判団は該当する競技の最終成績に署名をして承認する責任がある。

158.3 競技場審判団は、競技会期間を通して常に連絡が可能でなければならない。

- 158.4 競技場審判団は以下の制裁を科すことができる：
- (a) 警告；
 - (b) イエロー警告カード；
 - (c) 最高 2000 スイスフランまでの罰金；
 - (d) 競技および／あるいは競技会での、選手および／あるいは馬に対する失権および／あるいは失格処分。

第 159 条 FEI 裁定委員会

- 159.1 FEI 裁定委員会の権限については定款で定義する（第 38 条参照）。
- 159.2 FEI 裁定委員会は以下の制裁を科すことができる。または、必要に応じて事務総長および／あるいは FEI 法務部門へ権限を委任する：
- (a) 警告；
 - (b) FEI 罰金および法務諸経費ガイドラインを考慮に入れた罰金；
 - (c) 競技や競技会における選手および／あるいは馬の失格処分；
 - (d) 団体に対する一定期間の資格停止処分；
 - (e) 個人と馬への、終身を含む一定期間の資格停止処分；
 - (f) ある事案に最終的な決定が下されるまでの、一時的な資格停止処分、暫定的救済あるいは保全措置。
- 159.3 FEI 裁定委員会への上訴には、FEI に 500 スイスフラン相当の保証金を支払わなければならない。
- 159.4 FEI 裁定委員会が決定を下した場合、敗訴した側に FEI 罰金および法務諸経費ガイドラインを考慮に入れた費用の支払いが命じられる。
- 159.5 FEI 裁定委員会、あるいは FEI 本部が支払いを命じた費用や罰金および／あるいは FEI へ支払うべき費用（FEI 裁定委員会および／あるいはスポーツ仲裁裁判所への上訴前の訴訟手続きにかかった費用や、B 検体の検査費用等）を支払わない人物、あるいは返金／返還請求を受けているにも関わらず、30 日以内に組織委員会に賞金／賞を返金／返還しなかった人物は、該当する返還／返金を完了するまで、自動的に資格停止処分となる。

第 160 条 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

- 160.1 CAS は FEI 裁定委員会と同等の制裁を科す権限がある。
- 160.2 CAS は、CAS に上訴した団体の制裁範囲内であれば、第一審よりもさらに重い制裁を科すことができる。

第 161 条 抗議

一般原則

- 161.1 抗議は、程度に関わらず国際競技会に関わるあるいはその他 FEI の管轄下にある、いかなる個人や団体に対しても申し立てることができる。抗議の対象となるのは、競技会開催中、また競技に直接関連して発生した定款、一般規程、競技規程の遵守違反、ある

いは言動、公平性などの一般的原則、一般的に受け入れられている標準的なスポーツマンシップに対する違反である。また、馬に対する虐待行為はいかなる場合でも抗議の対象となる。

抗議の対象とならない決定

161.2 以下の決定は抗議の対象とならない：

- (a) 以下に限定するものではないが、以下のような競技場審判団の競技場での決定、判断は最終的で拘束力を有する：
 - (i) 決定が、競技中のパフォーマンスを実際に観察した結果である場合、またパフォーマンスを採点した場合；
 - (ii) 障害物が落下したかどうか、馬が不従順であったか、馬が障害で拒止したのか、あるいは、飛越中に障害物を落としたかの判断；
 - (iii) 選手が落馬したか、馬が転倒したかの判断；
 - (iv) コンビネーション障害の途中で馬が巻乗りしたか、拒止したか、逃げたかの判断；
 - (v) 走行にかかった時間；
 - (vi) 障害物を時間内に飛越したかの判断；
 - (vii) 選手が通った軌跡が、該当する競技規程に照らしてペナルティの対象となるかの判断。
- (b) 獣医学的な理由による馬の失権、あるいは失格。他に定めのない限り、インスペクションでの不合格も含む；
- (c) 医学的理由／競技適正による選手の失権あるいは失格；
- (d) 追加的な制裁を伴わない警告、あるいはイエロー警告カード、総合馬術における記録警告、不適切な行動カードの発行。

抗議の期限と決定のステータス

161.3 抗議申し立てが公平に行われるように、抗議する個人が該当する競技会の場実際にいたかどうかに関わらず、以下の期限に従わなければならない。

抗議内容	受付期限（これ以降は受付ない）
競技や競技会における選手や馬の出場資格に対する抗議	該当する競技開始 30 分前まで
アリーナのコンディションに対する抗議	該当する競技開始 30 分前まで
障害馬術競技の障害物、コースプラン、全長、あるいは馬車競技の障害区間に対する抗議	該当する競技開始 15 分前まで
総合馬術のクロスカントリーの障害物あるいはコース、馬車競技のマラソン区間あるいは障害物、あるいはエンデュランス競技のコースに対する抗議	該当する競技前日の（現地時間）18 時まで
競技中の違反、事案に対する抗議	該当する競技の成績発表から 30 分後まで

競技成績に対する抗議	該当する競技の成績発表から 30 分後まで
FEI 規程の適用、履行手続きに対する抗議	FEI 規程が適用、履行される旨の通知から 30 分後まで

抗議申立の権限

161.4 以下の個人、団体が抗議申立をすることができる：

- FEI、
- NF の会長、理事長、
- 役員、
- チーム監督、チーム監督がない場合は管理責任者、あるいは競技会に臨場し、馬に対する責任を有するチーム獣医師。

161.5 馬への虐待行為に対する抗議はいかなる個人、団体も申し立てることができる。第 142 条（馬の虐待）参照。

抗議申立の手順

161.6 抗議は書面で行わなければならない、第 161 条 4 に該当する人物が署名しなければならない。また、（ある場合には）抗議についての証拠、証人の氏名を添える。

161.7 競技場審判団への抗議は定められた受付期限内に、競技場審判団長あるいは審判団長が不在の場合は審判団メンバーに対して、必要な保証金を添えて行わなければならない。

保証金

161.7 競技場審判団が異議申し立てを考慮する権限を持つためには、150 スイスフラン（または同等の現地通貨）の保証金が現地で支払われなければならない。

161.8 馬へのあらゆる虐待行為に対する抗議には保証金は請求されない。

161.9 抗議が認められた場合、保証金は返金される。

161.10 抗議が退けられた場合、保証金は返金されない。

競技場審判団による抗議の検証

161.11 抗議に対する決定を下す前に、競技場審判団は以下のことをしなければならない：

- その抗議に対して、管轄があるか熟考する（後述の第 161 条 14 参照）
- 入手している書面あるいは口頭の証拠を精査する；
- 規則上適切であれば（そして聴取可能であれば）、すべての関係者の意見を聴取すること；および
- すべての関連する情報を考慮に入れ、すべてのケースにおいて公正公平な決定を下すよう努める。

161.12 競技会中に獣医学的な事柄を含む抗議があった場合、競技会の獣医師団長あるいは獣医師代表が競技場審判団にアドバイスすることができる。

161.13 競技場審判団は第 163 条に定めるように、抗議に対処するプロセスが正しく行われるよう、FEI 代表にアドバイスと援助を求めることができる。

管轄

161.14 ある関係者サイドが競技場審判団に管轄がないと主張した場合および／あるいは競技場審判団自身が管轄に対して疑問を持った場合、競技場審判団は管轄に対する肯定と

否定の両方の意見を検討し、抗議の本案について考える前に、管轄（の有無）に関して判断をする。競技場審判団がその抗議に対しての管轄がないと判断した場合、抗議の本案に関して検討したり、コメントしたりする必要はない。

ビデオ証拠の使用

- 161.15 FEI 規程に従って義務を遂行する役員を支援するために、公式ビデオ録画を含むすべての利用可能な技術的援助の使用が許可されている。（公式ビデオ録画とは、該当する競技規程に別段の定めのない限り、組織委員会が契約した放映ネットワークやビデオ会社によって録画されたビデオのことを指す。）
- 161.16 FEI 規程に基づいてビデオ録画を抗議の目的で使用する場合は、上記第 161 条 3 に定める期限内に提出されなければならない。
- 161.17 もし競技場審判団が、発表後の競技成績変更のために、ビデオ証拠を採用する場合は、そのようなビデオ録画には、元の決定や判断が誤っていたとする、議論の余地のない証拠がなければならない。ビデオ録画は常に適用されるルールの範囲内で行われるものとし、その使用によって現在有効なルールを変更してはならない。

決定の通知方法

- 161.18 可能であれば、決定は関係者に書面で通達されなければならない。

上訴

- 161.19 抗議に対して競技会審判団が下した決定について、第 162 条 3 に記載の手順で FEI 裁定委員会に上訴することができる。第 161 条 2 に基づく決定は最終決定で、FEI 裁定委員会に上訴することはできない。

第 162 条 上訴

一般原則

- 162.1 受理可能な範囲であれば、定款、一般規程、競技規程のもとで権限のあるすべての個人、団体によって下されたすべての決定について、正当な利害のあるいかなる個人、団体も上訴することができる（第 162 条 2 参照）：
- (a) 競技場審判団、あるいはその他の個人、団体が下した決定に対して、FEI 裁定委員会に上訴することができる。
 - (b) FEI 裁定委員会の決定に対して、CAS に上訴することができる。CAS に上訴する個人あるいは団体は、その旨 FEI 法務部門に報告する。

上訴の受理

- 162.2 以下の上訴は認められない：
- (a) 第 161 条 2 で述べたようなケースにおける、競技場審判団の決定に対する上訴；
 - (b) 競技場審判団の決定に対する上訴について、FEI 裁定委員会が下した決定に対する上訴。

競技場審判団の決定に対する上訴の手続き

- 162.3 抗議に対して、競技場審判団が下した決定を FEI 裁定委員会に上訴する場合は、書面で行うものとする。この文書には署名をし、裏付けとなる証拠を添付するか、1 人以上の証人が存在する旨を記載して、該当する競技会終了から 14 日以内に FEI 裁定委員会

に届くように提出しなければならない。

- 162.4 上訴が受理されるためには、500 スイスフラン相当の保証金を FEI に支払わなければならない。

その他の FEI の決定に対する上訴の手続き

- 162.5 FEI の決定に対して FEI 裁定委員会に上訴する場合は（即ち、抗議についての決定に対する上訴以外の場合）、FEI 裁定委員会 (fei.tribunal@fei.org) に上訴を提出する。上訴人か、上訴人に委任された代理人が署名をし、裏付けとなる書面の証拠を添付するか、審問に出席できる 1 人以上の証人が存在する旨を記載して、この上訴の対象となる決定が送付されてから 21 日以内に FEI 裁定委員会に到達するように発送されなければならない。

- 162.6 上訴が受理されるために、500 スイスフラン相当の保証金を FEI に支払わなければならない。

CAS に上訴する場合の手続き

- 162.7 CAS に関連書類を添えて上訴する場合、CAS スポーツ関連仲裁規約の手續規程に則って、CAS 事務局に提出しなければならない。この上訴は、馬管理責任者の所属 NF に対して、FEI 裁定委員会の決定が通達されてから 21 日以内に CAS 事務局届くように発送しなければならない。

- 162.8 FEI 諸規程に基づいて CAS に提出された上訴に氏名が記載されている被上訴人による反対上訴やその他の関連した上訴は、特別に許可されている。CAS に対して上訴をする権利のあるすべての当事者は、反対上訴やその他の関連した上訴を、遅くともその答弁と同時に提出しなければならない。

第 163 条 懲戒手続き

- 163.1 FEI は独自の裁量で、FEI 諸規程に対する違反および／あるいは第 164 条 12（違反）に挙げる項目の違反のあった場合、個人や複数の個人に対して懲戒手続き開始することができる。

- 163.2 軽微な違反ではないものも含むすべての懲戒処分は、FEI 裁定委員会の内部規程に則って FEI 裁定委員会の前に FEI による「請求」によって着手される。

- 163.3 FEI が、事実と関連する証拠の評価を実施した結果、以下の制裁措置のいずれか、またはそれらの制裁措置の組み合わせが、状況を鑑みて適切であると判断した場合、違反は「軽微」とみなされるものとする：

- (a) 公式な警告；
- (b) 2000 スイスフラン以内の罰金；
- (c) 暫定資格停止処分；
- (d) 3 ヶ月以内の資格停止処分；
- (e) 役員の降格（FEI 役員ディレクター、該当する競技種目の FEI ディレクターと協議の上）；
- (f) 特定の競技会からの役員の除外（FEI 役員ディレクター、該当する競技種目の FEI ディレクターと協議の上）；

(上記の処分を「**軽度の制裁**」と総称する)

事務的懲戒手続き

- 163.4 軽度の違反に対しては、以下に示す手続きを踏んで処理される。(「**事務的懲戒手続き**」と呼ぶ。)
- 163.5 個人が軽度の違反で告発された場合、FEI は以下の情報とともに「Minor Offence Notice of Charge (軽度違反に対する処分通知)」をもってその人物に通告する。
- (a) 告発された違反に関するすべての詳細；
 - (b) FEI によって科される軽度の制裁 (の内容)；
 - (c) 事務的懲戒手続きを選択する方法についての情報。
- 163.6 告発された個人は以下のいずれかの対応ができる。
- (a) 違反を認め、軽度の制裁を受け入れる；あるいは
 - (b) 違反を認めず、事務的懲戒手続きを通して告発が処理されることを選ぶ。この場合、Minor Offence Notice of Charge (軽度違反に対する処分通知)を受け取ってから 14 日以内に FEI 法務部門に書面で通知する。FEI は、提出期限を延長することがある。
- 163.7 (i) 告発された人物が期限内に上記の通知を行わない場合、提案された軽微な制裁措置が自動的に適用されるものとする。
- (ii) 告発された人物が事務的懲戒手続きによる処理を望まない旨を FEI に通知した場合、FEI は、FEI 裁定委員会の内部規程に従い、裁定のために当該事案を FEI 裁定委員会に付託することとなる。本件が FEI 裁定委員会に付託された後は、当該違反行為はもはや「軽微」であるとみなされることはないものとする。FEI 裁定委員会における懲戒手続の結果、FEI 裁定委員会が告発を支持し、被上訴人が当該違反行為を行ったと認定した場合、FEI 裁定委員会は、軽微な懲戒のリストに規定されている懲戒よりも重い制裁を科すものとする。
- 163.8 該当する人物が事務的懲戒手続きを通して告発が処理されることを選んだ場合、FEI が決定を下す前に弁明する権利が保証される。(ビデオあるいは電話会議による) 聴聞および/あるいは書面で提出する方法をとる。
- 163.9 告発された人物が弁明の権利を行使した (あるいは権利を放棄した) 後、FEI は書面で決定を通告する。事務的懲戒手続きに基づく決定は、FEI 法務部門を通して FEI 本部によって下される。
- 163.10 事務的懲戒手続きのもとで下された決定は、第 165 条 2 にしたがって、FEI 裁定委員会に上訴することができる。この上訴の手続きで、FEI の最初の決定が認められ、上訴が棄却された場合、FEI 裁定委員会は軽度の制裁リストにあるよりも重い制裁を科すことができる。
- 163.11 上記に関わらず、緊急のケースにおいて FEI は Minor Offence Notice of Charge (軽度違反に対する処分通知)あるいは請求手続き通知によって、即時の暫定資格停止処分を科すことができる。この暫定資格停止処分は、FEI 本部あるいは FEI 裁定委員会が (場合によっていずれかが) 決定を下すか、以下の第 162 条 12 に従って暫定資格停止処分が解除されるまで有効である。

163.12 Minor Offence Notice of Charge (軽度違反に対する処分通知)あるいは請求手続き通知によって即時の暫定資格停止処分が科された場合、資格停止を命じられた人物は資格停止処分の解除を FEI 裁定委員会に申し立てることができる。

第 164 条 制裁

制裁の種類

164.1 様々なケースで課される制裁を下記第 164 条 2 から第 164 条 10 に挙げる。制裁のレベルは下記第 164 条 13 で述べるガイドラインに則り状況に応じて決定される。

164.2 警告

故意ではなく、深刻な結果を伴わない軽度の違反の場合、口頭あるいは書面により警告を与えるのが適当である。競技場審判団長、チーフスチュワードまたは技術代表は自身の管轄期間内であれば、警告を発することができる。FEI 裁定委員会、FEI 本部および／あるいはその他の適当な者は、いつでも警告を発することができる。総合馬術種目においては、特定の規則に対する違反について、記録付き警告が発せられることがある。同じ管理責任者が 2 年（24 カ月）以内に 3 回記録付き警告を受けた場合、FEI 事務総長あるいはその代理人から公式な通達を受領後、該当する人物は自動的に 2 カ月の資格停止処分となる。

164.3 イエロー警告カード

(a) イエロー警告カードは、競技会期間中に、競技場審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表から、以下の違反を犯した馬管理責任者に対して発行する：

- 馬に対する虐待行為
- 馬管理責任者による不適切な行動および／あるいは馬管理責任者のアントラージュによる不適切な行動。この条項において「アントラージュ」とは馬管理責任者の両親、配偶者あるいはパートナー、家族、コーチ、トレーナー、グルーム、クルーあるいはその他のスタッフなど、馬管理責任者と直接関わっている人々を指し、馬管理責任者の馬匹オーナーもこれに含まれる。
- 該当する競技規程に違反した場合
- 保護用ヘッドギア規程に違反した場合

(b) イエロー警告カードは手渡し、あるいはその他の適切な方法で渡される。渡そうと努力したにも関わらず、競技会期間中に馬管理責任者にイエロー警告カードが発行されたことを通知できなかった場合、馬管理責任者は競技会から 14 日以内に通知されなければならない。

(c) イエロー警告カードは、一般規程および／あるいは該当する競技規程に基づいて科された制裁とともに、付加的に発行されることがある。

(d) 同じ馬管理責任者が最初のイエロー警告カードを受けとった後、同一大会あるいは 1 年以内に他の国際競技会で 1 枚あるいは複数のイエロー警告カードを出された場合、馬管理責任者は自動的に、FEI 事務総長あるいはその代理人からの公式な通達を受けた後、2 カ月の資格停止処分となる。

164.4 不適切な行動カード

- (a) エンデュランス競技において、競技場審判団長、チーフスチュワードあるいは技術代表は不適切な行動をとった選手あるいはトレーナーに対して不適切な行動カードを発行することができる。不適切な行動カードを受けた結果として、100 ペナルティポイント、失格処分、2 カ月間の資格停止処分が科される。

164.5 罰金

- (a) 特に違反の内容が過失の場合に罰金が適当である。
- (b) 法務制度のもとで科されるすべての罰金は、FEI によって科される。罰金は組織員会あるいはその他の団体に支払うのではなく、請求に基づき FEI に支払わなければならない。
- (c) 罰金が個人に対して科された場合、FEI は該当する請求書を下記のいずれかに対して発行することができる：
- － 該当する個人が所属 NF に対して請求書を発行する。その場合、期限内に罰金が支払われるようにすることは NF の責任である；あるいは
 - － 該当する個人に対して直接請求書を発行する。
- (d) 支払い請求を受けてから 30 日以内に罰金を支払わなかった人物は、罰金の支払いが済むまで、自動的に資格停止処分となる。支払い請求から 90 日以内に罰金の支払いがなかった場合、1 年間で 10% になる利子が月末自動的に加算される。もし罰金が誤って組織委員会やその他の人物に支払われた場合は、FEI へ送金すること。

164.6 失格

- (a) 定款、一般規程、競技規程に定められている場合、またすぐに対応しなければならないような状況では失格処分が適当である。競技あるいは競技会からの失格処分は過去に遡って適用することができる。
- (b) 競技から失格になるということは、該当する選手および／あるいは馬が、(馬匹オーナーを変更したとしても) 出番リスト、成績から削除されることを意味し、該当する競技で獲得した賞金の返金も含まれる。
- (c) 競技会から失格になるということは、(馬匹オーナーを変更したとしても) 該当する選手および／あるいは馬がこの競技会にもはや参加できないということの意味し、(上記第 164.6(b)条で義務付けられている条項に加えて) 定款、一般規程、競技規程で定められている場合には、その競技会ですで行われた競技で獲得した賞金の没収も含まれる。

164.7 資格停止処分

- (a) 資格停止期間中、処分を受けている選手、馬および／あるいは団体は、選手、サポートスタッフ、競技馬および／あるいは役員、組織の一員として、いずれの競技または競技会および／あるいは競技または競技会に関連する事業にも参加することができない。また、定款で定められている FEI 管轄下のあらゆる競技会、NF 管轄のあらゆる競技会、また FEI/NF 関連の行事に (FEI 講習会、ミーティング、総会等) 参加することができない。疑義を避けるため明記すると、FEI 選手および／または FEI 競技馬のトレー

ニング（FEI 競技会会場またはその他の場所であるかを問わない）は、FEI 関連活動としてみなされるものとする。個人は、自己の施設または私有施設（すなわち、いかなる FEI または国の競技会／トレーニング施設とも関連しない）において、自己の馬を訓練する権利を有する。

- (b) 関連する通達／決定に定められている場合、該当する人物は一時的あるいは一定期間、FEI あるいは NF が認可または運営する競技あるいは競技会および／あるいは競技あるいは競技会に関連する事業に、観客を含むいかなる立場での参加、あるいは来場することができない。
- (c) 資格停止処分には暫定的あるいは最終的なものがあり、FEI 裁定委員会、FEI 本部あるいは FEI 事務総長が、事案によって定めた諸条件に従い、科すことができる。ある特定のケースでは、暫定的あるいは最終的な資格停止処分は定款、一般規程、競技規程で自動的に科されることがある。
- (d) 一般原則として、資格停止処分は処分が通知された日から開始する。しかしながら、資格停止処分を科した、あるいは適用した団体は、処分の有効性を確実にするために開始日を延期することができる。
- (e) 出場停止処分を受けた者又はその馬が出場停止期間中に参加禁止に違反した場合、その参加は無効とし、当初の出場停止期間と同期間の新たな出場停止期間を当初の出場停止期間の末日に追加するものとする。新たな資格停止期間は、当該者の過失の程度又は事案のその他の状況に基づいて調整することがある。さらに適切な場合には、さらなる制裁措置が科されることがある。参加又は出席の禁止に違反したか否か、および調整の有無の判断は、FEI 裁定委員会が行う。この決定は、FEI 一般規程に従って上訴することができる。暫定資格停止期間中に参加禁止に違反した者または馬は、暫定資格停止期間の控除を受けることができず、当該参加の結果は無効となる。

164.8 競技会からの役員の除外

164.9 FEI 役員リストからの役員の除外

164.10 役員の降格

EADCM 規程および FEI 選手のためのアンチドーピング規則に基づく制裁

164.11 第 164 条 1 から第 164 条 10 の条項にかかわらず、EADCM 規程および FEI 選手のためのアンチドーピング規則に該当する事案については、これら規程および規則に則った制裁が科される。

違反

164.12 FEI 諸規程の特定の条項への違反に加え、下記リストの違反に対しても FEI は制裁を科すことができる：

- (a) 不適切な行動；
- (b) 馬への虐待行為；
- (c) 当該国および／あるいはスイスの法律で犯罪とされる行為（「犯罪行為」）；
- (d) あらゆる種類の詐欺行為；

- (e) 暴力行為；
- (f) FEI あるいは FEI の代理人が行う調査に協力しないこと；
- (g) FEI および／あるいは馬術スポーツの評判を損なうような行為、例えば FEI および／あるいは馬術スポーツに対する世間の評価を損なう原因となるような行為。
- (h) FEI 倫理規範違反；
- (i) FEI 馬のウェルフェアのためのスポーツ憲章違反；
- (j) FEI 競技の不正操作防止規範違反；
- (k) FEI 役員行動規範違反；
- (l) FEI ハラスメントと虐待に対する保護ポリシー違反。

制裁に関する一般原理と制裁表

164.13 科される適切な制裁、および該当する違反を「軽度」「中度」「重度」又は「最重度」のいずれに分類するかを決定する際、制裁を課す機関は、他の関連要因と共に、以下の要因を考慮するものとする：

- (a) 作為あるいは不作為が違反者あるいは選手に不当な優位性を与えたか。
- (b) 作為あるいは不作為が関係するその他の人物や団体に重大な不利益を与えたか。
- (c) 作為あるいは不作為が馬への虐待行為を含んでいるか。
- (d) 作為あるいは不作為が馬術スポーツに関連する人々の尊厳と品位に影響を与えているか。
- (e) 作為あるいは不作為が、詐欺行為、暴力行為、虐待行為あるいはそれに類する犯罪行為を含んでいるか。
- (f) 作為あるいは不作為が故意に為されたか。

164.14 以下の表に上記第 164 条 12 で挙げた違反に対する制裁を定める。違反が以下の表に記載されていない場合、一般的な制裁権が適用され、第 164 条に従って制裁が科されることがある。
(CHF=スイスフラン)

違反	軽度	中度	重度	最重度
不適切な行動	2 カ月間	6 カ月以内	1 年以内	2 年以内
	1,500CHF 以内	1,500 ~ 3,000CHF	3,000 ~ 7,000CHF	10,000CHF
馬への虐待行為	3 カ月間	3 カ月～2 年間	2～5 年間	終身
	1,000 ~ 1,500CHF	2,000 ~ 3,000CHF	5,000~ 10,000CHF	15,000CHF
犯罪、詐欺、暴力行為	1 カ月間	3 カ月～2 年間	2～5 年間	終身
	1,000 ~ 1,500CHF	2,000 ~ 3,000CHF	5,000~ 7,500CHF	10,000CHF
調査へ協力しない	1 カ月間	6 カ月以内	9 カ月以内	1 年間
	1,500CHF 以内	1,500 ~ 3,000CHF	3,000 ~ 7,000CHF	10,000CHF

違反	軽度	中度	重度	最重度
FEI/馬術スポーツの評 判を落とす	1ヵ月間	6ヵ月以内	9ヵ月以内	1年間
	1,500CHF 以内	1,500 ~ 3,000CHF	3,000 ~ 7,000CHF	10,000CHF
競技操作に関する FEI 規程違反	警告	3ヵ月～2年間	5年以内	終身
	1,000 ~ 1,500CHF	2,000 ~ 3,000CHF	5,000~ 10,000CHF	15,000CHF
ハラスメントと虐待に 関する FEI 保護ポリシ ー違反	警告	3ヵ月～2年間	2～10年間	終身
	1,000 ~ 1,500CHF	2,000 ~ 3,000CHF	5,000~ 10,000CHF	15,000CHF

第 165 条 決定された処分の実施時期

165.1 決定した処分は、通知がその状況下で可能である限り、処分を受ける当事者への口頭または書面による通知がされた日に発効する。あるいは、その処分を決定した団体または者が定める特定の日に発効する。

第 166 条 報告、抗議と制裁の記録

役員への報告

- 166.1 一般規程と該当する競技規程に則り、競技会終了時に役員は該当する競技部門あるいは獣医報告書は獣医部に報告書を提出することが要求される。抗議に関する事項はこの報告書の中に含まれていなければならない。
- 166.2 役員が正当な理由なく期限内に報告書を提出しなかった場合、役員は FEI によって制裁を受ける。最初は警告のかたちで（該当役員所属 NF へ警告のコピーが送付される）、その後は未提出の報告書が FEI に提出されるまで資格停止処分となる。あるいは、FEI が状況に応じて適切と判断する制裁を課す。

役員による抗議と制裁の記録

166.3 外国人審判員（総合馬術競技では技術代表）は FEI への報告書で、競技会審判団が受理したすべての報告と抗議、また下された決定、競技会審判団によって命じられた制裁等すべての事案を報告しなければならない。

FEI 本部による記録

- 166.4 FEI 本部は以下に関して責任を有する；
- (a) イエロー警告カードの発行およびそれに関連する資格停止通知記録；
 - (b) FEI 裁定委員会の訴訟手続きと CAS の決定に関する記録；
 - (c) 処分が発効する日を含む決定の関連する各団体への通知；
 - (d) FEI 本部が公告あるいは公表されるべきと考える、すべての決定の公表；
 - (e) 競技会役員から提出された報告書の処理。

第9章 一般条項

第167条 準拠法と管轄

- 167.1 FEI 一般規程は、世界中で開催される国際レベルの競技会参加のための諸条件を世界的に統括している。可能な限り、(開催地の)国内や地域レベルの法律によることなく、むしろ独立かつ自治的な条文として、序文に定義される必須事項を保護、促進する。
- 167.2 FEI 一般規程とそれに関連して生じるすべての紛争（契約を伴わない義務に関する紛争、主張を含む）は、スイスの法律によって解釈、規定される。
- 167.3. FEI 一般規程に関連して生じるすべての紛争、主張あるいはその他の事案（契約に関連しない紛争、主張を含む）は、FEI 定款あるいは FEI 諸規程に定める紛争解決手順に則って解決される。

第168条 個人データ

- 168.1 選手、トレーナー、チーム、監督、グルーム、NF、馬匹オーナーおよび／あるいは FEI 一般規程のもとで競技会に参加しているすべての人物が提出した個人データは、該当するデータ保護法に則って扱われる。FEI 一般規程を遵守すべきすべての人物は、FEI が個人データを競技会の運営、FEI 一般規程（同時に該当する FEI 諸規程）の施行、そして馬術スポーツの高潔性を保つ目的で使用することを認識し、容認しているものとする。

第169条 別段の規程がない事案

- 169.1 FEI 一般規程、あるいはその他の FEI 諸規程に定める条項がない事案が発生した場合、(a) 競技場審判団（事案が競技会中に会場で発生した場合）と (b) FEI 本部（事案が競技会以外で発生した場合）が、第 100 条に定める必須事項を保護、促進する方向で当該事案を処理する。

第170条 情報伝達

- 170.1 FEI 一般規程に基づいて FEI（あるいはその代理人）が行う必要のある情報伝達は、（郵送、ファックス、Eメール、あるいはその他 FEI の裁量で）以下のいずれかの宛先に送付される：
- (a) 該当する個人宛に直接送付する；あるいは
 - (b) 個人の所属 NF 宛に送付する。（NF に送付される場合、NF は該当する個人に情報を確実に伝達する責任を有する。）
- 170.2 FEI 一般規程に基づいて、個人は以下のいずれかの時点で FEI からの伝達を受理したものとみなされる：
- (a) ファックスあるいは Eメールの場合、ファックスあるいは Eメールが送付された営業日（あるいは送付されたのが営業日でなかった場合、送付されてから最初の営業日）；および
 - (b) 郵送の場合は、通知が個人および／あるいは NF に発送されてから 3 営業日後。こ

の場合の「営業日」とは、該当する個人が居住あるいは NF が所在する国または地域で銀行が営業している日を指す。

- 170.3 FEI 一般規程に基づいて、FEI が必要とするすべての情報伝達は、FEI が別段の指定をしない限り E メールでの宛先に送付しなければならない：

Federation Equestre Internationale

FAO Legal Director

HM King Hussein I Building

Chemin de la Joliette 8

1006 Lausanne

Switzerland

Email: info@fei.org

第 171 条 請求の放棄と責任制限

- 171.1 第 171 条 2 を条件として、FEI に登録し、FEI 競技会にエントリーまたは参加するすべての個人は、自身とその遂行者、管理者、後継者、あるいは個人的代理人について、FEI 競技会場への往復移動中および／あるいは FEI 競技会参加中に発生した怪我、損失、損害に対する、FEI(および FEI が指名する者)、NF、組織委員会、FEI あるいは FEI 競技会スポンサー、その他 FEI あるいは FEI 競技会コマーシャルパートナーに対する過去、現在、未来に関するすべての種類、性質、タイプの請求を放棄することに合意するものとする。
- 171.2 FEI は、競技および／あるいは競技会の遅滞、キャンセル、スケジュール変更の結果として生じたあらゆる損失について、いかなる個人や団体に対しても責任を負わない。
- 171.3 本条項は FEI(および FEI が指名する者)、組織委員会、FEI あるいは FEI 競技会スポンサー、FEI あるいは FEI 競技会コマーシャルパートナーの、以下に挙げる責任を除外あるいは制限するものではない。(i) (前述団体の) 過失による死亡や怪我、(ii) 詐欺行為、(iii) 責任の除外や制限が、適用される法律で許容されない範囲である場合。

第 172 条 条文の可分性

- 172.1 管轄当局による規則によって、FEI 諸規程の条項が無効、あるいは実施不可能とみなされる場合があるが、これは該当する FEI 諸規程全体の実行可能性に影響するものではない。代わりに、当該条項が FEI によって、できるだけ変更前に近い効力を有する有効かつ実行可能な代替条項に置き換えられる。

第 173 条 改正

- 173.1 FEI 定款に定める通り、FEI 一般規程を改正することができる。したがって、いかなる個人または団体も、未来の競技会に関連して、現行の FEI 一般規程に基づいて発生または獲得した権利あるいは正当な期待を保持することはできない。

付則 A 定義

Abuse of Horse (馬に対する虐待行為) : 以下に挙げる行為を含む、馬の苦痛や不必要な不快感の原因となる、あるいは原因となり得る作為、また不作為のことである :

- 馬を過度に鞭で打つあるいは叩くこと ;
- 馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること ;
- 過度あるいは執拗に拍車をを使用すること ;
- 馬の口に、ハミやその他の器具を強く当てること ;
- 疲労、跛行または怪我をしている馬で競技に出場すること ;
- 馬の「肢叩き」をすること
- 馬体の一部を異常に敏感あるいは鈍感にする処置をすること ;
- 馬に十分な飼料や水を与えず放置すること、また馬の運動を怠ること ;
- 障害物が落下した時に馬に過剰な苦痛を与える装置や機器を使用すること。

Amateur (アマチュア) : 該当する競技規程に示す要件を参照のこと。

Adult Athlete (成人選手) : 18 歳以上の選手。

Athlete (選手) : ライダー、調馬索手、馬車選手、軽乗選手を含むがこれに限らず、FEI 競技会に出場する人。

Athlete Living Outside (国籍所有国以外に居住する選手) : 1 年間のうち 6 カ月以上外国 (ホスト国) に居住する選手。

Calendar Application (カレンダー登録/申請) : FEI カレンダーへの掲載を FEI が検討するために、組織委員会が NF を通じて、日程を定めて FEI 競技会または FEI 競技を開催することを正式に申請すること。

Caribbean Islands (カリブ諸島) : アンギラ、アンティグア、アルバ、バハマ、バルバドス、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、キューバ、ドミニカ共和国、グレナダ、グアドループ、ハイチ、ジャマイカ、マルティニーク、モントセラト、オランダ領アンティル、プエルトリコ、サン・バルテルミー島、セントクリストファー・ネイビス連邦、セントルシア、セントマーチン島、セントビンセント・グレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ共和国、タークス・カイコス諸島、米領ヴァージン諸島

Category (カテゴリー) : (a)人馬グループの定義および/あるいは(b)開催される競技会のレベル。

Central America (中央アメリカ) : ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマの 7 カ国

Championship (CH) 選手権大会 : 明確に定義された地理的エリアの選手を対象とした、NF 主催のすべての種目の競技会。第 104 条参照。

Children (チルドレン) : FEI 「チルドレン」競技に出場できる選手のカテゴリー。このカテゴリーでは、12 歳に達する年から 14 歳になる年の終わりまで競技に出場できる。

Competition (競技) : 成績に応じて選手が順位づけされ、賞が与えられることもあるそれぞれのクラス。

Concours Complet d'Equitation (CC) 総合馬術競技会 : 総合馬術種目に限定して競技を行

う競技会。

Concours d'Attelage (CA) 馬車競技会：馬車競技種目に限定して競技を行う競技会。

Concours d'Endurance (CE) エンデュランス競技会：エンデュランス競技種目に限定して競技を行う競技会。

Concours de Dressage (CD) 馬場馬術競技会：馬場馬術競技種目に限定して競技を行う競技会。

Concours de Saut d'Obstacles (CS) 障害馬術競技会：障害馬術競技種目に限定して競技を行う競技会。

Concours de Voltage (CV) 軽乗競技会：軽乗競技種目に限定して競技を行う競技会。

Concours International Combine (CIC) 国際ワンデイイベント：国際ワンデイイベント競技に限定して競技を行う競技会。

Concours International (CI) 国際競技会：すべての競技種目の国際競技会。第 102 条参照。

Concours International Mineur (CIM) 国際マイナー競技会：マイナー（主要ではない）な国際競技会。付則 E 参照。

Concours International Officiel (CIO) 公式国際競技会：すべての競技種目の公式な国際競技会。第 103 条参照。

Concours Hippique (CH)：2 つ以上の馬術競技種目の競技を行う大会。

Concours National (CN) 国内競技会：すべての競技種目の国内競技会。

Concours Para-Equestrian (CPE) パラ馬術競技会：障がいを持つ馬術選手に限定して競技を行う競技会。

Continent(s) 大陸：FEI は IOC と同様の大陸のグループ分けをしている。

Discipline (競技種目)：馬場馬術、障害馬術、総合馬術、馬車競技、エンデュランス、軽乗、パラ馬術などの理事会に承認されたすべての馬術競技種目。

Disqualification (失格)：競技規程で別段の定めのない限り、失格となった選手および／あるいは馬が該当する競技から失格となるか、競技会全体の他の競技から失格になることを意味する。失格は過去に遡って適用することができる。

Elimination (失権)：競技規程で別段の定めのない限り、失権とは選手および／あるいは馬が該当する競技および／あるいは以降の競技を続行できないことを意味する。

Event (競技会)：「ショー」「選手権」「大会」などの競技会。競技種目及びカテゴリーに応じて開催される競技会。

FEI-named Series (FEI 冠シリーズ)：以下に定義する一連の競技会で、FEI がタイトル、ロゴ、競技方式を所有し、ニューメディア、インターネット、テレビなどを含む、すべての形態のメディアに対する利権を占有する。またスポンサーシップ、賭け、マーケティング権を占有する。FEI 冠シリーズの条件については、一般規程第 133 条に定める。

FEI Recognition Card (FEI リコグニションカード)：FEI 承認のナショナルパスポートに付属する書類で、(FEI パスポートがある場合を除き) 国外の CN、CIM (付則 E 参照) にエントリーするすべての馬に必要である (第 139 条 2 参照)。また、国内外に関わらず、CI、CIO、FEI 選手権、地域大会、オリンピック大会、パラリンピック大会にエントリーするすべての馬に必要である。

FEI Rules and Regulations (FEI 諸規程) : 定款や一般規程、競技規程を含む、FEI 関連機関が正式に承認したあらゆる規則や規程。

Force Majeure Event (不可抗力事象) : 十分に予見できない行動、出来事、不作為あるいは事故から起こった、またそれらに起因する事象や状況のことで、コントロール可能な範疇を超え、合理的に回避することが不可能だった事象。例として、異常気象、洪水、雷、嵐、火災、爆発、地震、地盤沈下、建造物の損傷、流行病、パンデミック、その他の自然災害、戦争、軍事行動、暴動、群集心理、ストライキ（当事者自身の社員または下請け業者に影響を及ぼすストライキは除く）、ロックアウトやその他の産業活動、テロ行為、内乱、および関連する政府、裁判所、管轄の国内または国際機関の法律、規制、裁定、決定または不作為（かかる許可を与える能力が当事者の管理下にある場合を除き、必要な許可を与えなかった場合を含む）などが挙げられる。

Horse (馬) : 別段の解釈が必要な場合を除き、ポニーあるいはその他の馬属も指す。馬とは牝馬から産まれたものとする。

Incorrect Behaviour (不適切な行動) : (a)役員や競技会に関わるすべての人々（他の選手、ジャーナリスト、ボランティア、組織委員会スタッフ、FEI 代表、一般の人々等）、および／あるいは(b)ドーピングコントロールオフィサー、検体採取獣医師、シャペロンおよび／あるいはその他ドーピング検体の採取に関わるすべての人に対するスポーツマンらしくない、あるいは不適切な行為。不適切な行動の例として、これに限らないが以下を挙げる、(i) 攻撃的に大声を出す、あるいは攻撃的な言葉を使う（罵る）、(ii) 暴行、(iii) 不適切なジェスチャーをする、(iv) 脅す、(v) FEI 役員、組織委員会役員の適切な指示に従がわない、あるいはこれを拒否する、(vi) 他人の所有物を破損する、(vii) 他人を不正行動に誘う、扇動する、(viii) 他人の人々や馬を危険にさらすような行動をとる、(ix) 他人の人のルール違反（あるいはルール違反をしようとする行為）を援助する、勧める、幫助する、共謀する、あるいは隠蔽する行為。

Judge (審判員) : 第 144 条に定める通り、競技あるいは競技会を統括するために任命された競技場審判団のメンバー。

Junior (ジュニア) : 14 歳に達する年から 18 歳になる年の終わりまで、ジュニア対象の FEI 競技に出場できる選手のカテゴリー。

Lessee (借受人) : 貸与者から財産（馬など）の使用権と所有権を借り受けた人物、あるいは団体。

Official (役員) : FEI 競技会において特定の任務を遂行するために、FEI、組織委員会および／あるいは NF に任命された人物。

Onsite Preparation Period Definition (オンサイト準備期間の定義) : オンサイト準備期間とは、入厩開始から最初のホースインスペクションの 1 時間前までの期間、あるいは最初のホースインスペクションより前に競技会が始まる場合は、最初の競技の開始 1 時間前までとする。オンサイト準備期間中は、管理責任者、馬匹オーナーおよびその他サポートスタッフは、厩舎マネージャー、FEI スチュワードおよび／あるいは FEI 獣医師の監視下にある。オンサイト準備期間に FEI 諸規程に違反および／あるいは FEI 役員の指示に従わなかった管理責任者、馬匹オーナーおよび／あるいはサポートスタッフは、いずれも制裁が科される。

それらの制裁は、チーフスチュワード、競技場審判団長または（臨場していれば）技術代表の管轄期間開始後、これら役員によって科されなければならない。

Organiser or Organising Committee (OC) 主催者あるいは組織委員会：該当する NF から承認され、競技会運営の責任を担う組織、グループ、共同体、団体、あるいは個人。

Owner (馬匹オーナー)：1 頭あるいは複数の馬について、そのすべて、あるいは一部を財産として所有する人物あるいは団体。

Participating Support Personnel (競技参加サポートスタッフ)：馬車競技などの FEI 競技に参加するグルームを指す。

Pay Card (ペイカード)：FEI 競技会への参加インビテーションと引き換えに支払われる対価。

Period of Jurisdiction (管轄期間)：該当する競技種目規程に別段の定めのない限り、最初のホースインスペクションの 1 時間前に始まり、該当する種目の最終成績発表から 30 分後までとする。

オリンピック大会での管轄期間は、国際オリンピック委員会(IOC)が定める期間に準ずる。

パラリンピック大会での管轄期間は、国際パラリンピック委員会(IPC)が定める期間に準ずる。

Phase (区間)：同一競技会における 1 競技の中の区分を意味し、それぞれの成績を総合して最終順位が決定する。

Pony Rider (ポニーライダー)：障害馬術、総合馬術、馬場馬術において、12 歳に達する年から 16 歳になる年の終わりまで、ポニーライダー対象の FEI 競技に参加する選手のカテゴリー。

Protective Headgear (保護用ヘッドギア)：国際検査基準に適合した適正なヘルメットあるいはヘッドギア (FEI ホームページで公開している適正な国際検査基準のリストを参照のこと)。

Related Organiser (関連主催者)：以下の場合、他の主催者の「**関連主催者**」とみなされる：

(i) 他の主催者（過去または現在に関わらず）を事実上、直接的または間接的に運営または管理している人物・団体と同じ人物・団体の一部（または全部）により、事実上、直接的または間接的に運営または管理されていること；あるいは

(ii) それ（またはそれが主催する（または主催することを提案する）イベントを運営する人）が、他の主催者（過去または現在に関わらず）の指示または命令に従って運営する場合；あるいは

(iii) それ（またはそれが主催する（もしくは主催することを提案する）競技会を運営する者）が、直接的または間接的に、事実上、他の主催者を運営または管理している（もしくは運営または管理していた）同じ人物／団体の一部（または全部）の指示または指示に従って行動する（または行動した）（過去または現在の）場合。

ある主催者が他の主催者の「関連主催者」とみなされるかどうかは、FEI 事務総長がその単独の裁量で決定する。FEI 事務総長がこれを決定する際に考慮する要素としては、以下のものが挙げられるが、これらに限定されない。

- 両主催者の本競技会の開催に事実上関与した人物の重複（これらの人物が主催団体において正式な役職に就いているか否かを問わない）；
- 家族関係；
- 共通の会場；

- 共通のスポンサー；
- 共通／類似の競技会開催日；
- 関連する国内連盟から提供された情報；

Report (報告書)：競技会開催中に、あるいは競技会に関連して発生した事実、事例、決定、抗議、警告、処罰および／あるいはその他の関連事項に関する公式文書。

Restricted Area (制限エリア)：競技会場で組織委員会の管理下にあるエリアのこと。

Round (ラウンド)：単一競技の一部として、同一あるいは類似するコースを2回以上繰り返す場合のコース走行。

Sanction (制裁)：第 164 条のリストにある懲戒処分のこと。

Schedule (実施要項)：FEI が承認した公式文書で、競技会の関連情報の概要を示す。その情報には競技会の開催日時、場所、参加申込締め切り期日、実施種目、競技のプログラム、カテゴリー、また招待人馬の所属国およびその他詳細、厩舎および宿舎、賞金金額とその配分、その他関連する詳細を含む。

Series (シリーズ)：複数の競技会で連続して行われる一連の国際競技で、その成績が最終的なランク付けや、選手および／あるいは馬のファイナル競技会や競技への出場資格、あるいは賞の獲得につながる。シリーズの競技会は、それぞれ異なる国で開催されなくてもよい。

Sport Rules (競技規程)：定款に定める通り、馬術競技種目に関わる諸規程、獣医規程、馬ドーピング防止および規制薬物規程、FEI 選手のためのアンチドーピング規則、オリンピック規程、パラリンピック規程が含まれるが、これに限定するものではない。

Suspension (資格停止処分)：一般規程第 164 条 7 参照。

Unsanctioned Event (無認可競技会)：公式カレンダーに公開されておらず、NF に認可されていない競技会および／あるいは競技、および／あるいは FEI によって資格停止処分となっている NF が認可あるいは主催している国内競技。

U25 (U25)：16 歳に達する年から 25 歳になる年の終わりまで、選手は U25 カテゴリーの競技に参加することができる。

Young Rider (ヤングライダー)：16 歳に達する年から 21 歳になる年の終わりまで、ヤングライダーを対象とする FEI 競技に参加することができる選手の категория。

Warning (警告)：勧告に従わなかった場合、将来的に発生する可能性のある結果を回避するために、個人、あるいは団体に口頭および／あるいは書面で与えられる嚴重な注意。

一般規程で頭文字を大文字で記載しているその他の用語は、定款に定義する。

付則 B オリンピック憲章：ルール 40 とルール 40 付属細則

(オリンピック憲章現行より抜粋)

ルール 40 オリンピック大会への参加*

競技者、チーム役員、その他のチームスタッフはオリンピック大会に参加するため、IOC の定めた参加条件を含め、オリンピック憲章、世界アンチドーピング規程および試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程を遵守しなければならない。IOC の承認する関係 IF の規則を遵守しなければならない。さらに競技者、チーム役員、その他のチームスタッフは所属 NOC により参加登録申請されるものとする。

ルール 40 付属細則

1. 各 IF はオリンピック憲章に従い、出場枠基準を含むオリンピック大会に出場するための競技規則を定める。そのような基準は、IOC 理事会に提出して承認を得なければならない。
2. 出場枠基準の適用は、IF、IF に加盟する NF、および NOC のそれぞれ管轄する範囲において委ねられる。
3. オリンピック競技大会に参加する競技者とチーム役員、チームスタッフは IOC 理事会が定める原則に従い、自身の身体、名前、写真、あるいは競技パフォーマンスが宣伝の目的で大会期間中に使用されることを許可することができる。
4. オリンピック大会へのエントリーあるいは参加は、いかなる金銭的対価も条件とするものであってはならない。

*付属細則で補足されている規則

付則 C 能力証明書

「成績記録」を添えて、遅くとも下記の期日までに FEI に返送すること：

FEI 世界選手権の場合は、ノミネートエントリーの締め切り期日まで。

オリンピック大会の場合は、大会のノミネートエントリーの締め切り期日まで。(FEI オリンピック規程参照)

下記に署名する (NF 名) 会長は、下記の選手と馬のコンビネーションが、参加申し込みをしたオリンピック大会/FEI 世界選手権に出場するための経験と資格を有し、その能力が競技規程に定める基準に完全に適合していることを、ここに宣言します。

対象となるコンビネーション

選手：姓名	馬：名前とパスポート No.
(FEI 選手権に派遣を認められている選手数と馬の頭数の 2 倍まで)	(年齢、毛色、性別、品種、スタッドブック登録番号、わかれば父母の名前)

日付：

NF 会長あるいは理事長の氏名と署名 (氏名は大文字で記入のこと)

NF 公印

付則 D 第 108 条 世界選手権一覧表

競技種目	夏季オリンピック開催年	オリンピック開催年+1年	オリンピック開催年+2年	オリンピック開催年+3年
障害馬術競技	オリンピック 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権 大会(WEG)/FEI 世界選手権 個人とチーム	大陸 個人とチーム
総合馬術競技	オリンピック 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権 大会(WEG)/FEI 世界選手権 個人とチーム	大陸 個人とチーム
馬場馬術競技	オリンピック 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権 大会(WEG)/FEI 世界選手権 個人とチーム	大陸 個人とチーム
馬車競技	世界 4頭立て 個人とチーム シングル:個人と チーム	世界 ペア 個人とチーム 世界 複数立てポニー: 個人とチーム 大陸 4頭立て	世界馬術選手権 大会(WEG)/FEI 世界選手権 4頭立て 個人とチーム 世界 シングル:個人と チーム	世界 ペア 個人とチーム 世界 複数立てポニー: 個人とチーム 大陸 4頭立て
エンデュランス競技	世界 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権 大会(WEG)/FEI 世界選手権 個人とチーム	大陸 個人とチーム
軽乗競技	世界 個人とチーム	大陸 個人とチーム	世界馬術選手権 大会(WEG)/FEI 世界選手権 個人とチーム	大陸 個人とチーム
ヤングライダー ヤング軽乗選手	大陸 (障害、総合、馬 場、エンデュラン ス、軽乗、馬車) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬 場) 個人とチーム 世界	大陸 (障害、総合、馬 場、エンデュラン ス、軽乗、馬車) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬 場) 個人とチーム 世界

競技種目	夏季オリンピック開催年	オリンピック開催年+1年	オリンピック開催年+2年	オリンピック開催年+3年
		(エンデュランス、軽乗) 個人とチーム		(エンデュランス、軽乗) 個人とチーム
ジュニア	大陸 (障害、総合、馬場、エンデュランス、馬車、軽乗) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬場) 個人とチーム 世界 (エンデュランス、軽乗) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬場、エンデュランス、馬車、軽乗) 個人とチーム	大陸 (障害、総合、馬場) 個人とチーム 世界 (エンデュランス、軽乗) 個人とチーム
チルドレン	大陸 毎年 (障害と馬場、馬車) 世界決勝 毎年 (障害) 個人	大陸 毎年 (障害と馬場) 世界決勝 毎年 (障害) 個人	大陸 毎年 (障害と馬場、馬車) 世界決勝 毎年 (障害) 個人	大陸 毎年 (障害と馬場) 世界決勝 毎年 (障害) 個人
ポニー	大陸 毎年 (障害、総合、馬場) 個人とチーム			
パラ馬術競技	パラリンピック大会：オリンピック開催年、世界選手権：パラ馬車競技は毎偶数年、世界馬術選手権大会(WEG)/FEI 世界選手権：パラ馬場馬術の場合はオリンピック開催年+2年、大陸選手権：4年間に2回、あるいはパラリンピック大会とパラリンピック大会の間に少なくとも1回			

付則 E CIM (マイナー国際競技会)

競技種目	レベル
障害馬術競技	CSI1*, CSI2*, CSIYH1*, CSIYH2*
	CSIP, CSI Y, J, Ch, V, Am, U25 – Category A & B,
総合馬術競技	CCI1* & CCI2*-L or S, & CCI3*-L or S
	CCIP1-L or S & CCIP2-L or S, CCIJ1*-L or S, CCIY2*-L or S, CCIYH1*-L or S, CCIYH2*-L or S, CCIU25 2*-L or S
	CCIU25 3*-L or S
馬場馬術競技	CDI1* & CDI2*
	CDI Y, J, Ch, P, YH, Am, U25
馬車競技	CAI1* & CAI2*
	CAI Y, J, Ch, YH
エンデュランス競技	CEI1*
	CEIYJ1* & CEIYJ2
軽乗競技	CVI1* & CVI2*
	CVI J, Ch
パラ馬術競技	CPEDI1*, CPEDI2*, CPEAI1* & CPEAI2*

付則 F FEI 倫理規範

NF、選手、馬匹オーナー、主催者、役員、スポンサーと、FEI 自体を含む全ての馬術関係者の利益を認識し、調和のとれた協力関係を促進し、オリンピック理念のための集約的な責任を公式化するために、倫理規範を定める。

馬術スポーツの価値と精神と理想、そしてオリンピック・ムーブメントの一環としての役割を維持するために定められた倫理原則を尊重することにより、倫理規範の目標達成と馬術スポーツのイメージが確立する。

選手（とそのサポートスタッフ）、馬匹オーナー、主催者、役員、スポンサー、FEI ボランティア、FEI 役員等を含む馬術スポーツの全ての関係者は、FEI 倫理規範と適用される場合は IOC 倫理規範を遵守し、常にそれに従って行動する義務がある。

A. 尊厳

1. 馬と選手の尊厳を守ることは、馬術スポーツの根源である。
2. 選手間には、人種、性別、民族的ルーツ、宗教、哲学的あるいは政治的意見、婚姻区分などの理由による、いかなる差別もあってはならない。
3. 全てのドーピング行為は厳格に禁止されている。馬アンチドーピングおよび規制薬物規程、選手を対象とする FEI アンチドーピング規程は厳格に遵守されなければならない。
4. 選手のハラスメント行為は、どんな形態であっても禁止されている。そこには身体的ハラスメント、職業上のハラスメント、性的ハラスメント、参加者を肉体的または精神的に傷つけることが含まれる。
5. オリンピック大会において、賭けに参加すること、賭けを援助すること、またオリンピック大会に関連する賭けを推進することは、どのような形態であっても禁止されている。
6. 賭けに関しては、フェアプレイの原則を侵害すること、スポーツ選手にあるまじき行為を見せること、スポーツ倫理に反するやり方で競技結果に影響を与えようとする場合は、どのような場合でもあってはならない。
7. FEI 関係者は選手が肉体的、精神的均衡を保つ上で好ましい安全上の条件、快適な環境、医療ケアの条件を保障しなければならない。

B. インテグリティ

1. FEI を代理する者は、直接的にも間接的にも、FEI 競技会の開催に関連して、公式な交渉過程の一部ではない、あるいは主催者または組織委員会との契約に定められていない、いかなる形の個人的報酬または手数料、あるいはいかなる性質の利益またはサービスも勧誘、受領、提供しないものとする。
2. FEI 理事会メンバー、FEI ボランティア、FEI 役員と、FEI 競技会を招致しようとしている組織委員会のメンバーは、現地の一般慣習に従ったごくわずかな価値の贈り物だけは、敬意、

あるいは友情のしるしとして受け取る、または提供することができる。その他のすべての贈り物は、受け取った人物の所属する組織に届けなければならない。

3. FEI 競技会を招致しようとしている組織委員会が、FEI ボランティア、FEI 役員メンバーやその随行者に提供するホスピタリティは、主催国の一般慣習に従った範囲を超えるものであってはならない。
4. 実際に起きている、あるいは予想される利益相反は避けなければならない。
5. 不正行為や不適切な行為に見えるだけでも、FEI の評判を損なうものと認識して避けなければならない。
6. FEI 関係者は、その行動や評判が当倫理規範の原則に矛盾する組織や企業、個人と関わってはならない。

C. 良好なガバナンスとリソース

1. FEI の良好なガバナンスの基本的な普遍的原則、特に透明性、責任、説明責任は全ての FEI 関係者が尊重しなければならない。
2. FEI ボランティアと役員が使用できるリソースは、FEI のために使用されなければならない。
3. FEI の収支は、一般的に認められた会計原則に従い、会計簿に記録されるものとする。独立監査人がこの会計簿を監査する。
- 3.1. FEI が NF や組織委員会、あるいはその他の個人、団体に対して財政的支援を提供する場合は、以下の条件で行われる：
 - a) FEI のリソースが活用されていることが、受領者の会計簿に明確に記されなければならない；
 - b) 受領者の会計簿は、受領者への合理的な通知のうえで、FEI 執行部が指名した専門家による監査を受ける場合がある。
4. FEI 関係者は、放送局、スポンサー、パートナー、その他の馬術競技会の支持者が全世界で FEI 競技会を発展させ、その権威を高める上で多大な貢献をしていることを認識しなければならない。しかしながら、そのような支援はスポーツのルールや、FEI 諸規程で定められた原則、またオリンピック憲章と当倫理規範に従った形態のものでなくてはならない。それらの支援は、スポーツの運営に介入してはならない。馬術競技の開催と興行は、FEI と、該当する場合は FEI に認可された NF および／あるいは主催者の独占的な責任である。

D. 選手権／競技会の招致

世界馬術選手権大会/FEI 世界選手権、FEI ワールドカップファイナルの主催者選定に関連して、FEI が公表する書類および／あるいは情報は尊重されるべきである。これらの FEI 競技会的主催を希望する都市は、FEI が公表する書類および／あるいは情報および／あるいは当倫理規範の条項に即さない、何らかの経済的、政治的援助を得ることを目的としている他の団体や第三者機関へのアプローチを避けるべきである。

E. 国家との関係

1. NF および／あるいは組織委員会は、普遍性と政治的中立の原則に従って、国家当局と調和ある関係を保つよう、取り組むべきである。
2. NF および／あるいは組織委員会は、その所属する国の公共生活において自由に役割を果たすことができる。しかしながら、オリンピック憲章と当倫理規範に定められた原則と規則に即さない、いかなる活動にも従すべきでないし、いかなるイデオロギーにも従うべきではない。
3. NF および／あるいは組織委員会は、主催する競技会において、環境保全に努めるべきである。

F. 守秘義務

FEI 関係者は、守秘義務のある情報を開示するべきではない。その他の情報の開示は、個人の利益や利得のため、あるいは悪意をもって他の個人や団体の名声を傷つけるためであってはならない。

G. 履行

1. FEI 本部は FEI 諸規程とオリンピック憲章、倫理規範の原則と条項が適用されるよう、取り計らうべきである。
2. FEI 本部は、FEI 倫理委員会あるいは馬術コミュニティ・インテグリティ・ユニット (ECIU) への付託のため、いかなる倫理規範違反も FEI 会長に報告するべきである。
3. FEI 執行部は、希望すれば、本規範の実施に関する条項を一連の実施条項として定めることができる。

上記の原則は FEI 倫理規範の枠組みであり、いかなる立場、また状況であっても、FEI 関係者が FEI を代表し、FEI の活動に参加するために従わなければならない条件である。

付則 G 競技の不正操作防止に関する FEI 規範

序文

- a. すべての競技団体、特に国際オリンピック委員会、全ての国際競技連盟、各国オリンピック委員会、その大陸、地域、国内レベルの各メンバー、IOC 承認団体（以下「競技団体」）は、「試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程」に従って、競技の不正操作がスポーツのインテグリティを脅かすことを認識し、オリンピック・アジェンダ 2020 が明記するクリーンな選手と競技の保護を含め、スポーツのインテグリティを保護する責任を改めて表明する；
- b. この脅威は複雑な性質であるため、競技団体が単独でこの脅威に立ち向かうことは不可能であり、公的機関、特に法の執行機関、およびスポーツ賭けの法人との協力が不可欠であることを認識する；
- c. 本規範の目的は、あらゆる競技を不正操作のリスクから保護するために、FEI とそのメンバーに、調和の取れた規則を提供することである。本規程は「スポーツの試合の不正操作に関する欧州理事会協定」、特にその第 7 条に則り規則を定める。しかし、これは競技団体がより厳格な規則を設けることを妨げるものではない；
- d. オリンピック憲章と IOC 倫理規範を遵守するスポーツ団体は、「試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程」に示された基準を遵守し、会員に同様のことを求めることによって、スポーツのインテグリティを支持し、競技操作と闘うことを宣言する。競技団体は本規範を参照として取り組むか、本規範に従った規則を適用するか、あるいは本規範よりもさらに厳格な規則を適用することにより、競技団体の権限において、あらゆる適切な措置をとる責任がある；
- e. オリンピック憲章規則 1.4 が定める通り、オリンピック憲章を遵守する義務のある全ての競技団体は、本規程を尊重することに同意しているものとする；
- f. これらの競技団体は、教育的措置も含め、その権限が及ぶ範囲において本規程を履行する責任がある；
- g. したがって「試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程」は、FEI 諸規程に組み込まれる。

第 1 条

定義と適用

1.1. 定義

- 1.1.1. 「利益」とは、金銭、または金銭と同等のものを直接もしくは間接的に受け取ること、あるいは提供することを意味し、賄賂、利得、贈り物、賭けの結果としての価値や潜在的な価値、その他の優位性を含むが、それらに限定されない。利益には正式な賞金、出場料、あるいはスポンサー契約やその他の契約のもとになされた支払いは含まれない；
- 1.1.2. 「競技」とは、一般規程の付則 A で説明する意味であるが、念のために明記すると、そこには「競技会」（一般規程で定義されるとおり）も含まれる。競技の不正操作防止に関する規程に即して言えば、競技団体またはその加盟団体の規則、もしくは該当する場合、

その他の適格な競技団体の規則に従い、運営されるすべてのスポーツ競技、トーナメント、対戦、イベントを指す；

1.1.3. 「内部情報」とは、スポーツまたは競技に関連する立場により保有する競技に関する情報をいい、既に公表された情報または公知の情報、関心を有する一般人が容易に入手できる情報、または当該競技に適用される規則に従って開示される情報は除く；

1.1.4. 「参加者」とは、以下のカテゴリーに属する個人あるいは法人を指す：

- a. 一般規程付則 A で定義する「選手」；
- b. 一般規程付則 A で定義する「役員」；
- c. 一般規程第 118 条で定義する管理責任者；
- d. FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程に定義する補助員。

1.1.5. 「スポーツ賭け、賭け、あるいは賭けること」は、スポーツ競技に関連する将来の不確実な出来事について、金銭的価値のある賞品を期待して金銭的価値のある掛け金を賭けることを意味する。

1.2. 適用

1.2.1. 本規範は、競技会に参加し、競技者を支援し、又は競技会に参加する準備を行う全ての参加者に適用されるものとする。各参加者は、当該参加、支援又は準備により、本規範に拘束され、かつ、これを遵守することが要求されるものとする。

1.2.2. 何が本規範違反となるのかということを含め、本倫理規範を理解し、要件を遵守することは各参加者個々の責任である。また参加者は、本規定により禁止されている行為が、刑事犯罪および／またはは FEI 若しくはその他のスポーツ団体の規則を含むその他の法令違反となる可能性があることを認識するべきである。参加者は常に、該当する法律と規則に従わなければならない。FEI は、FEI の合理的な見解に基づき、犯罪行為の可能性があると判断した全ての行為を、該当する法的機関に通報する。

第 2 条

違反

この条項で定義する以下の行為は本規範違反にあたる。

2.1. 賭け

以下のいずれかに関連する賭け：

- a. 賭けの参加者が直接参加している競技；あるいは
- b. 賭けの参加者の競技（種目）；あるいは
- c. 賭けの参加者が参加している総合競技大会の何らかの種目。

2.2. スポーツの競技の不正操作

自身または他者のために不当な利益を得る目的で、予測不可能というスポーツ競技の本質のすべて、あるいは一部を取り除くため、競技の結果あるいは途中経過の不適切な変更を狙った意図的な手配、行為、あるいは過失。

2.3. 腐敗行為

競技の不正操作、またはその他のあらゆる形態の不正に関連する利益を提供すること、要求する

こと、受け取ること、手に入れようとする事、受け入れること。

2.4. 内部情報

1. 参加者自身または他の個人や法人が、賭けあるいはあらゆる形態の競技の不正操作、その他の不正な目的で内部情報を利用すること。
2. 情報が賭けあるいは競技の不正操作、その他の不正な目的のために利用される可能性があることを知っていたか、知っていたに違いない状況で、利益の有無に関わらず内部情報を個人や法人に開示すること。
3. 内部情報が実際に提供されたかどうかに関わらず、内部情報提供のために利益を供与することや得ること。

2.5. 報告の不履行

1. 本規範違反となり得る行為やでき事に関与するよう、賭け参加者が受けた接触、あるいは勧誘の詳細について、報告可能な最初の機会に FEI への詳細な報告を怠ること。
2. 本規範違反となり得る行為に関与するよう、他の賭け参加者から受けた接触あるいは勧誘などのでき事、事実、あるいは問題に賭け参加者が気づいた(または当然気づいたであろう)最初の機会に、FEI への詳細な報告を怠ること。

2.6. 協力の不履行

1. 本規範に違反した可能性に関連し、FEI またはその代理が実施する調査への協力の不履行。それには FEI が調査の一環として要請した、正確で完全な情報および/あるいは文書の遅滞ない提出、および/あるいはアクセスまたは協力を怠ることを含むが、それらに限定されない。
2. 本規範に違反した可能性に関連し、FEI またはその代理が実施する調査を妨害、または遅延させること。それには調査に関連するかもしれない文書またはその他の情報を隠ぺい、改ざんまたは破棄する行為を含むが、それらに限定されない。

2.7. 条項 2.1 から 2.6 の適用

1. 違反の有無の判定には、以下のことは関係しない：
 - a. 賭け参加者が当該競技に参加していたか；
 - b. 賭けが行われた、または賭けの実施を意図した競技の結果；
 - c. 何らかの利益またはその他の対価が実際に供与または受領されたか；
 - d. 賭けの性質またはその結果；
 - e. 当該競技において参加者の努力またはパフォーマンスが、問題の行為または不実施により影響を受けたか（あるいは影響が予想されたか）；
 - f. 当該競技の結果が問題の行為あるいは不実施により影響を受けたか（あるいは影響が予想されたか）；
 - g. 不正操作が、関係競技団体の競技規則違反に該当するものだったか；
 - h. 競技団体の国内または国際的な代表者が競技会場に臨場していたか。
2. 本規範の違反となり得る、参加者によるあらゆる形態のほう助、教唆または企ては、その行為が実際に違反となったかどうか、あるいは違反が意図的か過失かに関わらず、違反が行われたとみなされる。

第3条

懲戒手続き

3.1 調査

1. 本規範に違反したとされる賭け参加者は、疑われている違反、その行為や不実施の詳細、さらに課せられる可能性のある制裁の範囲について、通知されるものとする。
2. 賭け参加者への通知は、該当する所属連盟を通して通知する場合がある。該当する連盟は、ただちに該当者に通知を連絡する責任がある。
3. FEI またはその代理から要請された場合、当該参加者は疑われる違反を調査する上で重要な要素となり得ると FEI またはその代理が考える、違反の疑いに関する記録および／または違反の疑いに関する事実および状況を示す陳述書を含む、違反の疑いの調査に関連すると考えるあらゆる情報（賭けのアカウント番号、情報、項目別の電話料金請求書、銀行預金収支計算書、インターネット利用記録、コンピューター、ハードディスク、その他の電子情報収容デバイスなど）を提供しなければならない。

3.2. 当事者の権利

本規範の違反に関するすべての手続きにおいて、以下の権利が尊重されるものとする：

1. 告発内容を知らされる権利；および
2. 管轄のスポーツ団体に自ら出頭および／あるいは書面による弁明を提出することにより、公正、適時、公平な聴聞を受ける権利；および
3. 付き添いおよび／あるいは代理人が認められる権利；および

3.3. 立証責任と立証基準

FEI は違反行為があったことを立証する責任を負う。この規範に基づくすべての事項の証明基準は、証拠の優越から、この規範の違反が発生しなかった可能性よりも発生した可能性の方が高いことを意味する「蓋然性の均衡 (balance of probabilities)」であるものとする。

3.4. 守秘義務

FEI はすべての手続きにおいて、守秘義務の原則を遵守しなければならない；情報交換は知る必要のある団体にのみ行われるべきである。また手続きに関係するすべての個人は事案が公表されるまで、守秘義務を遵守しなければならない。

3.5. 通報者の匿名性

匿名の通報は、馬術コミュニティ・インテグリティ・ユニット (ECIU) を通じて行われる。

(<https://inside.fei.org/fei/about-fei/integrity>)

3.6. 権限範囲と上訴

1. FEI 裁定委員会は、本規範違反があった場合、一般規程第8章（法務制度）に定める手順に従って第一審を審議する権限を有する。
2. 一般規程第162条（上訴）に従って、FEI 裁定委員会の決定に対して上訴することができる。

第4条

暫定措置

- 4.1. FEI 事務総長は、特に馬術スポーツの評判が危険にさらされる場合、本規範条項 3.1～

3.4 の遵守を保証しつつ、参加者に対して暫定資格停止処分を含む暫定的な措置をとることができる。暫定措置が課された場合、当該参加者は FEI 裁定委員会に対して、暫定資格停止処分の解除も含め、暫定措置の軽減を申請する権利を有する。

- 4.2. 暫定措置がとられた場合、その事実は最終的に課す制裁を決定する上で留意されるものとする。

第 5 条

制裁

- 5.1. 違反があったと判断された場合、FEI 裁定委員会は一般規程第 164 条に従って、警告から終身資格停止処分まで、適用可能な制裁の範囲において、適切な制裁を参加者に課すものとする。
- 5.2. FEI 裁定委員会は、適用できる適切な制裁の決定にあたり、あらゆる状況に留意し、制裁を合算すべきか、あるいは軽減すべきか、文書による最終的制裁の通達において、状況の影響を詳細に記述しなければならない。
- 5.3. 他の参加者による違反の発見又は立証につながる参加者による実質的な支援は、本規範に基づき適用される制裁を軽減することができる。
- 5.4. 参加者の無資格期限が終了すると自動的に、当該参加者は以下の条件で競技に参加する権利が再び与えられる：
- i. 関連団体から制裁として科された正式なインテグリティ教育を FEI が認める内容で修了すること；
 - ii. 本規範に基づき科された罰金および／あるいは関連団体から出された費用命令について、全額支払っていること；および
 - iii. 参加者が馬術競技における将来の活動に関して、合理的かつ相応の監視を受けることに同意していること。この監視とは、参加者が犯した違反の性質と範囲を鑑み、FEI が合理的に必要であると判断するものである。

第 6 条

相互認識

- 6.1. 上訴の権利が行使されるかにもよるが、競技団体が本規程（あるいは関連規程）に則り下した決定は、FEI によって認識され、尊重されなければならない。

付則 H FEI 役員行動規範

私は FEI 役員として、常にすべての FEI ルールおよび規程、特に FEI 倫理および利害対立ポリシーに関する規範、および FEI 馬のウェルフェアのためのスポーツ憲章を遵守することに同意します。

FEI 競技会に従事するとき、私は自身が FEI の代表であることを理解しています。私は、権限を有する者としての自身の役割およびそれにともなう義務、すなわち馬術競技の原則および関連する FEI ルールと規程についての正しい知識を有し、常に公正かつ一貫してそれらを適用することを認識しています。

私は、自身が指名される各競技会について、FEI の要件（必要な資格を継続することを含む）をすべて満たしています。

役員として従事するとき：

- 私は選手と馬に対して、彼らの安全に常に配慮して、適切かつ礼儀正しく接し、専門家としてのマナーをもってすべての義務を遂行します。
- 私は飲酒を控え、判断力を軽減するいかなる物質および／または薬物も使用しません。
- 私は競技に出場しません。
- 私は関係者（選手、オーナーおよびトレーナー、主催者、グルームおよび私自身の同僚など）からの質問に答えます。可能な限り、私の判断を丁寧かつ客観的に説明するために時間を費やします。
- 私は関連するすべての FEI ルールと規程に精通し、各競技会前に入念に準備します。
- 私は競技会主催者および私の同僚と互いに協力します。
- 私は時間を厳守し、適切な身なりで業務に従事します。

私は、実在するあるいは予想されるあらゆる利害対立を回避して、公正に対処することを誓います。利害対立とは、FEI のため、あるいは FEI を代表して職務についた者が、業務を指揮し、その他何らかの立場で競技に関わる際に、あらゆる専門的または金銭的な利害を個人的（家族が関係する場合も含む）に与え得る関係と定義されます。

私は常に、選手、オーナー、トレーナー、グルーム、主催者、他の役員および関係者に対して、中立的であり、独立した公正な立場を維持します。金銭的および／または個人的な利益が、業務上の義務に影響することはなく、それらを回避する努力を惜しみません。私は、大会役員として任命されることと引き換えに、主催者に対して金銭的な寄付、現金または現物での寄付、その他を行わないことに同意します。疑惑を避けるため、FEI 役員による旅費および／または宿泊費の直接支払いは容認される。

私は自国に偏重した審判は行いません。

FEI 競技会において従事する際に利害対立につながる、またはつながる可能性のある行動とは、以下の事項を含みますが、これに限定されるものではありません：

- 競技会場において、チームおよび／または個人選手の選出のための監督あるいは責任者／責任者補佐として行動すること。大会役員としての権限を持つレベルおよび年齢グループに、それらチームおよび／または個人選手が出場している場合に適用される。
- 私が役員として従事する競技における出場馬のオーナー／共同オーナーであること。
- 参加しているオーナー、選手、トレーナーまたはオーガナイザーと金銭的な従属関係にあること、または金銭的な利益を得ていること（日当のように、FEI ルールおよび規程で認められている報酬を除く）。競技会に関係している NF またはその他の主催団体との間での雇用関係が通常の待遇を超えている場合、同様のルールが適用される。参加している NF の従業員が、公式国際競技会、国際選手権および大会（Games）において、競技場審判団長、チーフスチュワード、獣医師代表またはコースデザイナーの職に就くこと。
- 私が役員として従事する競技に出場する選手と、個人的に密接な関係にあること。
- 私が最近治療した馬が出場する競技に役員として従事すること。

上述の、あるいはその他何らかの利害対立が生じた場合、あるいは生じる可能性がある状況について、私自身に起こり得る利害対立の可能性に気づいたときは、速やかに FEI 本部（あるいは、利害対立が競技会場でのみ発生している、および／または認められた場合は、競技場審判団長）に知らせます。

利害対立は可能な限り回避しなければなりません、その対立のなかには役員としての資格に係わる経験や専門性に基づくものもあります。対立と専門性との特別なバランスは、一般規程および関連するスポーツルールに定められています。

執務中あるいは FEI の代表として臨場している時、私は、FEI または馬術スポーツ全般に損害を与える可能性のある、メディアに対する発言やソーシャルメディア（SNS）での発信を含む公けの発言を慎みます。先入観を与える可能性のある発言も慎みます。

私は、FEI 競技会で選手および馬に賭けること、または競技結果によって得られる金銭またはその他の物品を受け取ることはいたしません。

行動規範において守らなければならない義務への違反および／または FEI ルールおよび規程に対する違反は、FEI ルールに規定されている通り、以下の制裁を受ける可能性があります。

- 警告書
- FEI 講習会の受講および／または試験の合格

- 罰金
- 役員としての任務の停止（暫定的または定められた期間）
- FEI 役員リストからの削除
- 関連する FEI ルールまたは規程に記載されているその他の制裁

付則 I FEI ハラスメントと虐待に対する保護ポリシー

FEI の目的と原則に即して、馬術コミュニティのウェルフェア、特に未成年選手のウェルフェアは最も重要な懸案事項である。選手、サポートスタッフ、コーチ、トレーナー、グルーム、役員、ボランティアあるいはスタッフメンバーなどの馬術コミュニティのメンバーが虐待や不正行為の対象となった場合、あるいは自ら行なった場合、それは FEI の使命を損なう行為であり、馬術スポーツの最善の利益と相容れないものである。すべての形態のハラスメントと虐待は禁止されており、FEI はこれを容認しない。

FEI は、すべての馬術競技種目において、会員、選手、サポートスタッフ、コーチ、トレーナー、グルーム、役員、ボランティアとスタッフのための安全な環境を促進していくことに邁進する。FEI は安全な馬術環境を保証し促進する取り組みとして、独立して、また NF、両親（あるいは後見人）、選手、馬術コミュニティのようなパートナーと協力して、本ポリシーを改善し、導入してきた。

第 1 条 定義と適用

1. 定義

1.1.1 ハラスメントと虐待

ハラスメントと虐待は、同時に、あるいは単独で発生する下記の 5 つの形態で説明することができる。その 5 つの形態とは i)精神的虐待、ii)肉体的虐待、iii)性的ハラスメント、iv)性的虐待、v)ネグレクトである。

(i) 精神的虐待

監禁、孤立、暴言、屈辱、脅迫、からかい等の、アイデンティティーや尊厳、自尊心の感覚を傷付けるような扱い方を含む、望ましくない行為。

(ii) 肉体的虐待

殴る、叩く、蹴る、噛む、やけどを負わせるなど、肉体的なトラウマや怪我の原因となるような、故意で望ましくない行為。この行為には、強要された不適切な肉体的な活動（年齢、体格に合わないトレーニング負荷；怪我や痛みがあるときなど）、アルコールの強要あるいはドーピングの強要も含まれる。

(iii) 性的ハラスメント

言葉による、あるいは言葉によらない、または肉体的な、性的な性質を持つ、相手が望まない行為。性的ハラスメントは性的虐待の形態を持つ場合もある。

(iv) 性的虐待

強要されたり、心理的コントロールに置かれた状況下での同意や、あるいは同意のない、同意することができない状況下で接触があるか否か、あるいは性交渉にまで至るかどうかに関わらず、性行為を含む性的な性質を持つ行為。

(v) ネグレクト

本ポリシーにおいては、ある個人をケアする義務があるコーチやその他の人物が、対象

となる個人（「対象となる個人」と呼ぶ）に対しての最低レベルのケアを行わず、そのことで損害や損害の可能性、あるいは損害を被る差し迫った危険が生じること。

ハラスメントや虐待は人種、宗教、肌の色、信念、民族的ルーツ、身体的特徴、性別、性的指向、年齢、障害、社会経済的立場、運動能力など、あらゆる理由に基づいて発生する。一度だけの場合、あるいは何度も繰り返される場合も含まれ、対面あるいはオンラインで発生する場合もある。

ハラスメントと虐待はしばしば職権乱用の結果として起こる。つまり、ある個人が他の個人に対して、影響力、権力、権限のある立場を不適切に利用することで起こる。

1.1.2. 本ポリシーの「**対象となる個人**」とは、以下のカテゴリーの1つ、あるいは複数に属する人物を指す：

- a. 一般規程の付則 A で定義する「**選手**」；
- b. FEI 競技および／あるいは FEI ミーティングに認定された「**ID 保持者**」；
- c. 「**FEI を代表する者**」即ち、FEI 理事会メンバー、競技種目委員会、常任委員会、分科委員会、そこから関連して、前述のメンバーや委員会の指定を受け、FEI の代理を務める、あるいはアドバイスする立場にある団体やグループの他のメンバー（ワーキンググループやタスクフォースが含まれるが、その限りではない）、FEI の被雇用者；
- d. 一般規程付則 A で定義する「**役員**」；
- e. 一般規程付則 A で定義する「**主催者**」；
- f. 一般規程の第 118 条で定義する「**馬管理責任者**」；
- g. 「**サポートスタッフ**」即ち、コーチ、トレーナー、選手、馬匹オーナー、グルーム、スチュワード、チーム監督、チームスタッフ、役員、獣医師、医療あるいは医療補助スタッフ等、FEI 競技会に参加している、あるいは準備をしている管理責任者を援助するその他のすべての人物を指す。

1.1.3. 「**被保護者**」とはすべての馬術競技種目における競技者、サポート要員、コーチ、トレーナー、グルーム、役員、ボランティア及びスタッフを含む、馬術競技の参加者個人をいう。

1.2 適用

1.2.1. 本ポリシーは、すべての「対象となる個人」に適用される。

1.2.2. 本ポリシーを認識していることは、「対象となる個人」の個人的責任である。そこには、どのような行為が本ポリシー違反にあたるか理解していること、本ポリシーの要件を遵守することを含むが、その限りではない。また「対象となる個人」は本ポリシーで禁じられている行為は犯罪、または該当する法令や規則違反、またその他の FEI やスポーツ団体の規程違反となる可能性があることを認識していなければならない。「対象となる個人」は常にすべての適用される法令と規則を遵守しなければならない。

第 2 条 違反

以下の行為は本ポリシーに対する違反行為となる：

- 2.1 精神的虐待；
- 2.2 肉体的虐待；
- 2.3 性的ハラスメント；
- 2.4 性的虐待；
- 2.5 ネグレクト；
- 2.6 1人以上の被保護者の身体的・精神的福祉および／または安全を直接的に害する行為に
与すること、又は関与しようとする事、もしくは関与のおそれがあること；
- 2.7 1人以上の複数の被保護者の身体的・精神的福祉および／または安全に対する危害*の
リスクをもたらすおそれがある場合。
 - *「危害」は狭い概念ではなく、文脈によって異なることを意味するが、(ごく一般的な用語として)
不当な扱い、または健康、福祉、発達の阻害を意味すると考えることができる。ハラスメントや虐
待は、危害をもたらす行為の一例である。
- 2.8 援助、奨励、ほう助、陰謀、隠蔽など、違反に共謀すること、あるいは本ポリシーの違反
を含むその他のタイプの故意の共謀；
- 2.9 3.1 で定義する報復
- 2.10 協力の不履行
 - (i) 本ポリシー違反の可能性に関連して、FEI あるいは FEI の代理が行う捜査に協力しないこ
と。そこには、そのような捜査の一環として、FEI が要求した情報、証拠資料、アクセス、
援助を正確かつ完全に、不当な遅滞なく提供しなかった場合が含まれるが、それに限定しな
い。
 - (ii) 本ポリシー違反の可能性に関連して、FEI が、あるいは FEI の代理が行う捜査を妨害し、遅
滞させること。そこには、捜査に関連する可能性のある証拠書類や情報を隠蔽、改ざん、隠
滅することが含まれるが、それに限定しない。

行為（または行為の試みもしくは強要）が馬術競技の場で行われる必要はない。たとえば（これ
に限定されることなく）、対象となる個人が、他の個人（その個人が被保護者であるか否かを問
わず）への危害に関係する犯罪で有罪判決を受けた、警告を受けた、または起訴された場合、そ
のことは、当該の対象となる個人が危害のリスクをもたらす結果として、このポリシーの下での
法的措置の根拠となる可能性がある（関連する犯罪または申し立てられた犯罪が馬術競技の場
で行われたか否かを問わない）。

誤解を避けるために明記すると、このポリシーが発効する前に行われた行為は、第 2.7 条に示
す危害のリスクにあたる可能性がある。

第3条 報復、報告、守秘義務

「対象となる個人」は、本ポリシーに対する違反であり得るとして注目、認識した事例、事実や
事案のすべての詳細について、できるだけ速やかに FEI に報告するべきである。

FEI が合理的に判断し、犯罪行為であり得ると判断したすべての行為について、該当する法的機

関に通報する。

3.1 報復

報復とは、「対象となる個人」が、FEI が本ポリシーに従って行うすべての捜査、手続きに参加している人物に対し、不利となる行動をとることである。「対象となる個人」が申し立てをする人物や、報告をする当事者を支援する人物、あるいは申し立てに対して情報を提供する人物に対して報復することは、本ポリシーに対する重大な違反である。

3.2 FEI 競技会を含め、常にハラスメントと虐待について報告すること

ハラスメントと虐待の報告に際して、FEI および／あるいは ECIU（馬術コミュニティ・インテグリティ・ユニット）は、報告を主導する人物が最もやりやすい方法で報告を受け取る。その方法には匿名、対面、口頭、あるいは書面での報告が含まれる。報告の方法に関わらず、以下の情報を得ることは FEI、ECIU にとって大きな助けとなる：（1）申立人の氏名；（2）申し立て対象の不正行為のタイプ；（3）被害にあったと思われる人物の氏名；（4）不正行為を行なったと思われる人物の氏名。

以下の情報を記載して事例報告フォームを完成させる：

1. 申立人の氏名；
2. 申し立て対象の不正行為のタイプ（精神的虐待、肉体的虐待、性的ハラスメント、性的虐待、ネグレクトを含む）；
3. 被害を受けたと思われる人物の氏名；
4. 不正行為を行なったと思われる人物の氏名；
5. 不正行為が発生したおよその日時と場所；
6. 申し立てられた不正行為についての情報を持っているかもしれない他の人物の氏名；および
7. その不正行為が発生したと思う理由についての要約。

FEI は要望により、法令の許す範囲で申立人の氏名の公表は差し控える。FEI 事例報告フォームのコピーは www.inside.fei.org で見つけることができる。

3.3 守秘義務

法令の許す範囲で、またそれが適切な場合には、FEI および／あるいは ECIU はすべての報告を内密かつ個別に受理し、申立人、被害を受けた可能性のある人物、被告の氏名を公表しない；しかしながら、FEI は、調査の実施、ECIU およびその他関連団体への報告、または該当する法令に基づき必要とされる場合、当該指名を限定的に開示することができる。

3.4 匿名の報告

FEI は不正行為申立の報告が容易ではないことを認識し、できる限り多くの障害を取り除く努力をする。匿名の報告の場合は以下のように、事例報告フォームの書式を完成させずに報告することができる：

1. 氏名を記載することなく FEI 事例報告フォームを作成する；
2. FEI、ECIU に対して不正行為の懸念があることを説明する；あるいは
3. 選手保護チームの以下の個人に、書面あるいは口頭で不正行為の懸念について説明する：a.

- FEI 法務ディレクター
- b. FEI 法務副ディレクター
- c. 法務カウンセラー

匿名での報告は、調査や適切な対処を困難にする可能性があることを認識する。

第4条 FEI による捜査、通知

不正行為の申立を受理した後、FEI は被告と接触があった可能性があるその他の選手、あるいは選手の両親（あるいは保護者）に、どのような状況で通知をするかを検討する。FEI の裁量で、法令に適応するように、またはその求めに応じて、FEI はコンペティションマネージャー、スタッフ、契約者、ボランティア、両親（あるいは保護者）および／あるいは選手等の関係者に、(a) 司法当局が積極的に捜査している申し立て；あるいは(b)FEI および／あるいは ECIU が捜査していることを通知する。他の人々に申し立てについて通知することは、ハラスメントや虐待、その他の不正行為のさらなる報告につながる可能性がある。

第5条 懲戒手順の開始

本ポリシーに従って FEI、ECIU が捜査を行ったあと、FEI はすべての証拠を精査し、FEI 裁定委員会に付託して懲戒手順を開始するかを判断する。

本ポリシーに従って FEI 裁定委員会に付託されるすべてのケースは、FEI 裁定委員会の内部規程、特に「Section B (Specific procedures in Claims proceedings before FEI Tribunal)」に定められた手順に従って処理される。それが適切である場合には、FEI は FEI 裁定委員会に該当するケースを付託する前に、関連する刑事訴訟、民事訴訟の結果を待つ場合がある。

第6条 管轄と上訴

- 6.1 FEI 裁定委員会は申し立てのあった本ポリシーに対する違反について、一般規程第8章(法務制度) で定められた手順に従い、第一審を審議する管轄を有する。FEI 裁定委員会は、自主的に、あるいは他の1つまた複数の関係機関の申請によって、関連する刑事訴訟、民事訴訟の結果が出るまで、手続きを保留することができる。
- 6.2 FEI 裁定委員会の決定に対して、一般規程第162条(上訴) に基づき上訴することができる。

第7条 暫定措置

- 7.1 FEI は「対象となる個人」に対して、一時資格停止処分を含む暫定措置を科すことができる。FEI は、国内競技連盟またはセーフガード当局等の他の機関が課した一時資格停止処分および／または暫定措置を承認し、適用する権利も有するものとする。暫定措置が科されたあるいは FEI が認め、適用した場合、「対象となる個人」には FEI 裁定委員会に対して、一時資格停止処分の解除を含む、そのような暫定措置の軽減を申請する権利が発生する。

7.2 暫定措置が科された場合、その事実は最終的に課される制裁の決定に勘案される。

第8条 制裁

- 8.1 違反が行われたと判断された場合、FEI 裁定委員会は「対象となる個人」に対して、永久追放を含む一般規程第 164 条（制裁）で許容される制裁の範囲から適切な制裁を課す。
- 8.2 FEI 裁定委員会は、適用される適切な制裁措置を決定する際、すべての加重的および緩和的な状況を考慮し、当該状況が最終的な制裁措置に及ぼす影響を決定書に詳しく記述する。
- 8.3 FEI は、本ポリシー違反でもある犯罪行為で有罪判決を受けたすべての人物に対し（その人物が「対象となる個人」であるかないかに関わらず）、試合や競技会に関するミーティングや活動に参加すること、観客としてであっても競技会や試合に参加することを差し止めることができる。

第9条 相互認識

- 9.1 上訴の権利が施行されるかにもよるが、本ポリシーに則って FEI が下した決定は、すべての NF に認識、尊重されなければならない。
- 9.2 FEI が「対象となる個人」についての以下のいずれかの情報を得た場合、FEI は適用される有罪判決、決定について認識しているものとする：
 - (i) 本ポリシー違反でもある犯罪行為で有罪判決を受けた場合；
あるいは
 - (ii) 所属 NF あるいは所属する他の管轄スポーツ団体により本ポリシーに基づく違反を犯したとみなした場合。

適切な場合、FEI は「対象となる個人」に対し、FEI に関連する活動について別途懲戒手続きを開始する権利を有する。

第10条 報告の義務

NF はその管轄下でなされたハラスメント、虐待のケースに関連する（可能であれば）申し立ておよび／あるいは個人に科した制裁を速やかに FEI に報告するものとする。

FEI はその管轄下でなされたハラスメント、虐待のケースに関連する（可能であれば）申し立ておよび／あるいは制裁を速やかに NF に報告するものとする。

付則 J 無認可競技会に関する条項の根拠

1. FEI は馬術スポーツの世界統括団体として、「伝統的な馬術競技における人道的かつスポーツマンに則った国際競技を推進、管理、統制することにより、世界の馬術スポーツの秩序ある成長を促進する」ことを第一の使命としている。
2. 上記の使命の核心となるのが、以下 2 つの根本原則である：
 - 2.1. 各馬術種目において、馬のウェルフェアは常に最優先事項でなければならない。いかなる状況においても、競技の勝敗、あるいは商業上の課題が馬のウェルフェアよりも優先されることがあってはならない。
 - 2.2. 馬術スポーツの信頼性は、試合の高潔性という点で社会に受け入れられるかどうかで左右される。この原則の裏には、一番優れた選手が公平で平等な条件と、それ自体がフェアで現実的かつ節度ある公平なルールのもとで競技をし、公明正大に勝利するという前提がある。公平な競争の場という条件を満たしていなければ、どのような成績も意味がなく、また価値がない。
3. FEI がこれらの 2 つの原則を保護、促進するには以下のことが必要となる。その一つは、詳細な諸規程を設けることである。それらの規程とは、馬のウェルフェアと試合の高潔性を保護する規程（FEI 馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章、FEI 獣医規程、馬の規制薬物規程）、試合の高潔性を保護する規程（FEI 選手のためのアンチドーピング規則、FEI 馬ドーピング防止および規制薬物規程、FEI 競技の不正操作防止規範）である。また、主催者がこれらすべての諸規程を受け入れ、国際競技会のすべての参加者が諸規程を遵守する義務があるということを条件に、国際競技会を公式カレンダーに載せて認可することが必要である。これらの方法でのみ、FEI はすべての国際競技会に対して必要な諸規程を均一に適用することができ、すべての競技会主催者と参加者が、馬術スポーツの安全性と高潔性を守るよう行動するために、これらの諸規程の遵守を義務とすることができる。
4. 近年、馬術スポーツにおいて個人事業者が展開する競技会の数が増えているが、これらの競技会は、公式カレンダー外で競技会を開催することによって、諸規程の遵守と FEI への責任を逃れようとしている。このような無認可競技会は以下のような方法で、FEI の任務遂行を弱体化させている。
 - 4.1. 公式カレンダーの第一の目的は、国際競技会に参加する選手と馬に過度の要求がされないようにすることである。無認可競技会はこれらの保護を避けようと（結果的にないがしろに）している。
 - 4.2. 無認可競技会は FEI 規程の対象ではなく、その主催者と参加者は FEI に対し、規程を遵守する責任がない。結果として、FEI はこのような競技会に参加する馬や選手のウェルフェアを保護し、競技会の高潔性を守る術がない。国内レベルでも、国内競技会が国内ルール外で、NF が明確に反対しているような状況で行われるような場合、同様のことが言える。
 - 4.3. このような状況は、直接的に（無認可競技会に参加する馬と選手の肉体的な傷害等）、または間接的に（スポーツの安全性と尊厳を守るという FEI の能力に対する社会的信頼を損なう意味で）、馬術スポーツに多大なる損害を与えるリスクがある。社会に対しては、認可競

技会と無認可競技会をはっきりと区別できない場合もあり、そこで無認可競技会において問題が発生した場合、馬術スポーツの全体のイメージが損なわれ、スポーツの安全性と尊厳と参加者のウェルフェアを守るという FEI の能力に対する社会的信頼が損なわれ、馬術スポーツ全体に対する多大な不利益となる。

5. FEI は馬術スポーツにおける FEI の規制の釣り合いをとる必要性と、特に上記の馬術スポーツにおける必須事項を保護するために、必要以上に介入しない必要性を認識する。そこで以下のことが言える。
 - 5.1. 無認可競技会に関する条項は、選手や役員がそれを選択したのであれば、彼らが無認可競技会に参加することを規制する、あるいは馬匹オーナーが無認可競技会に馬を参加申し込みすることを規制ものではない。しかし、FEI の集団的努力の恩恵を受ける人とその利害関係者が、同時にその努力を損なうような活動に参加するべきでないという原則を反映するため、無認可競技会に参加した選手、馬、役員が、定められた期間、認可競技会に参加する資格を停止することによって、認可競技会と無認可競技会に同時に参加することができないよう規制する。
 - 5.2. それが上記のようなリスクを防ぐに十分な期間であることを希望し、この資格停止期間を 6 カ月とする。例外的状況においては、この資格停止期間に対する不履行を考慮する。この限定された資格停止期間が十分ではないと判明した場合、再検討されるか、(必要であれば) 延長される。
 - 5.3. NF が認可した、あるいは反対を示さず、NF の枠組み外で行われるローカル競技会を NF が認知し、認可していた場合は、そのような無認可競技会へ参加することによって資格停止期間は発生しない。しかしながら、これが乱用されるようなことがあれば、規制を見直し、強化する場合がある。

付則 K FEI カレンダー申請手続き及び障害馬術競技会キャンセルによる影響

本付則における 5*および 4*障害馬術競技会は、以下のすべてを含む

- CSI;
- CSIO ; および
- FEI ワールドカップ競技会

1.1. カレンダー申請料およびカレンダー申請デポジット

- A. FEI 申請料金一覧に規定されたカレンダー申請料が適用される。
- B. 2024 年 1 月 1 日以降に開催される 4*および 5*障害馬術競技会のカレンダー申請には、下表に定める金額のデポジット（「カレンダー申請デポジット」）を支払うことが条件とされる。

カレンダー申請を受領した後、FEI は、該当するカレンダー申請デポジットの請求書を NF に発行し、当該請求書は 30 日以内に支払われなければならない。

競技会に関連して支払われたカレンダー申請デポジットは、当該競技会開催後に FEI に支払うべき当該オーガナイズフィーに充当される。

<u>カレンダー申請デポジット</u>	
5* :	CHF 10,000
4* :	CHF 5,000

競技会がキャンセルされた場合（不可抗力事象による場合を除く）、FEI はカレンダー申請デポジットを徴収し、主催者（または関連主催者）の今後の競技会のオーガナイズフィーには充当されないものとする。取り消しに関する詳細は、下記 1.4 項を参照のこと。

1.2. 期日遅延申請および承認済みカレンダーの日程変更について

FEI 申請料金一覧に明記された期日遅延申請料および日程変更料が適用されるものとする。カレンダー申請デポジットは、開催日延期申請にも支払われ、上記 1.1 項に規定された手続きが適用されるものとし、該当するカレンダー申請デポジットが支払われない場合、FEI 事務局長が競技会の削除を含む適切な措置を取ることができることを理解し、同意するものとする。

1.3. 5*障害馬術競技会のカレンダー申請

すべての CSI5*および CSIO5*競技会の申請書は、競技会開催年の前年の 5 月 1 日までに FEI 事務局長が受理しなければならない。¹

その後、競技会が開催される前年の6月1日までに、各国連盟/OCによる日程の確認が行われなければならない。FEI 事務局長は、その後、原則として7月31日までに、翌年のすべての5*障害馬術競技会のカレンダーを承認するものとする。7月31日がスイス、ローザンヌの非営業日にあたる場合は、カレンダーは翌営業日に承認されるものとする。

その他すべての障害馬術競技会について、FEI 事務総長は、競技会が開催される年の前年の10月1日までにカレンダー申請書を受理するものとする。

¹ 疑義を避けるために明記すると、NF は 2024 年に開催される CSI5* および CSIO5* のカレンダー申請を 2023 年 5 月 1 日までに行うことができ、期日遅延申請とはみなされない。

1.4. 5*および4*障害馬術競技会のキャンセルについて

以下のキャンセル料は、5*および4*障害馬術競技会のみ適用される。これらのキャンセル料は、不可抗力事象によるキャンセルには適用されない。競技会中止の理由が不可抗力事象に該当するかどうかは、FEI 事務総長が独自の判断で決定するものとする。その他の障害馬術競技会、またはその他の FEI 競技種目におけるいかなるカテゴリーの競技会も、FEI ルールまたは規程に従って対処するものとする。

(以下の金額は全て CHF (スイスフラン) にて記載)

最初のキャンセル：

2024年1月1日発効：OCからの暦年中の最初のキャンセルについて

	競技会の12週間前までのキャンセル	競技会の12週間前から8週間前までのキャンセル	競技会の8週間前から4週間前までのキャンセル	競技会の4週間前から競技会開始または競技会期間中で、あるいは期間中のキャンセル
5*	0	2,500	7,500	12,500
4*	0	500	7,500	7,500

上記のキャンセル料は、FEIからの請求書受領後30日以内に支払わなければならない。30日の期限内に支払われない場合、そのOC(または関連主催者)の(30日の期限後の)次の障害馬術競技会はカレンダーから削除される(キャンセルされた競技会と削除された競技会に関連するカレンダー申請デポジットは失われる)。この規定に基づき罰金を課せられたOCは、直接または関連する主催者を通して、その年の申請期日を過ぎて申請(期日遅延申請)を行う権利を有しないものとする。

上記の違約金制度は、不可抗力による競技会の中止の場合には適用されない。

キャンセル 2 回目：

2024 年 1 月 1 日発効：OC（あるいは関連する主催者）からの 1 回目キャンセルから 365 日

以内のキャンセルについて

	<u>競技会の 12 週間 前までのキャン セル</u>	<u>競技会の 12 週間前 から 8 週間前までの キャンセル</u>	<u>競技会の 8 週間前 から 4 週間前まで のキャンセル</u>	<u>競技会の 4 週間前 から競技会開始ま たは競技会期間ま で、あるいは期間 中のキャンセル</u>
5*	2,500	7,500	12,500	20,000
4*	500	2,500	7,500	12,500

上記のキャンセル料は、FEI からの請求書受領後 30 日以内に支払わなければならない。30 日
の期限内に支払われない場合、その OC（または関連主催者）の（30 日の期限後の）次の障害馬
術競技会はカレンダーから削除される（キャンセルされた競技会と削除された競技会に関連す
るカレンダー申請デポジットは失われる）。この規定に基づき罰金を課せられた OC は、直接ま
たは関連する主催者を通して、その年の申請期日を過ぎて申請（期日遅延申請）を行う権利を有
しないものとする。

上記の違約金制度は、不可抗力による競技会の中止の場合には適用されない。

キャンセル 3 回目：

2024 年 1 月 1 日発効：OC（あるいは関連する主催者）からの 2 回目キャンセルから 365 日

以内のキャンセルについて

OC（または関連する主催者）のカレンダーにある、365 日以内のすべての FEI 種目の競技会が
FEI カレンダーから削除される（キャンセルした競技会および削除された競技会に関連したカ
レンダー申請デポジットは失われる）。この規定に基づき罰金を科された OC は、直接または関
連する主催者を通して、いかなる FEI 種目の競技会もこの 365 日間、カレンダーに含める権利
を有しないものとする。

上記の違約金制度は、不可抗力による競技会の中止の場合には適用されない。